

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた 重要施策の考え方（案）に関する意見募集の実施結果について

1 概 要

近年、台風による甚大な被害の発生など気候変動（地球温暖化）の影響が顕在化しつつあり、市民生活や事業活動に大きな影響のある喫緊の課題となっております。

本市では、令和4年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しているところですが、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、このたび「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方（案）」を取りまとめ、皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、889通（意見総数1,864件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方（案）について
意見の募集期間	令和4年11月18日（金）から令和4年12月17日（土）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（12月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 環境情報 ・ ツイッター、メールマガジン ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ 各生活環境事業所 ・ 環境局脱炭素戦略推進室（市役所第3庁舎17階） ・ 市民説明会、関係団体等への出前説明
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ 各生活環境事業所 ・ 環境局脱炭素戦略推進室（市役所第3庁舎17階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		889通（1,864件）
内	電子メール（フォーム含む）	843通（1,720件）
	FAX	20通（62件）
	郵送	7通（33件）
訳	持参	19通（49件）

4 御意見の内容と対応

制度の導入に賛同する旨の意見や反対意見、太陽光パネルに関する疑問、建築物太陽光発電設備等総合促進事業の制度のあり方などの意見等が寄せられたことから、一部意見を踏まえ修正を行うとともに、最新の社会動向を踏まえた事業検討の反映、所要の整備等を行った上で、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

大項目	中項目	小項目	意見数	A	B	C	D	E	
a	太陽光 発電設 備等総 合促進 事業	小計 882 件		15	1	1	865	0	
		ア パネ ル・設 備に関 するこ と	01 経済メリット・コストなど	66 件	0	0	1	65	0
			02 建築的な課題・メンテナンスなど	43 件	0	0	0	43	0
			03 災害への備えなど	153 件	0	0	0	153	0
			04 廃棄・環境（公害）問題など	228 件	0	0	0	228	0
			05 国際・人権問題など	214 件	0	0	0	214	0
			06 電力系統・エネルギーの需給バランスや地産地消など	56 件	15	1	0	40	0
			07 太陽光発電設備の機能など	122 件	0	0	0	122	0
	イ 制度に 関する こと	小計 823 件		0	543	57	222	1	
		08 制度 1～2 のあり方	582 件	0	438	1	142	1	
		09 制度 1～2 に関する制度提案	142 件	0	24	41	77	0	
		10 制度に関する市の説明責任	81 件	0	81	0	0	0	
		11 制度に関する支援策	18 件	0	0	15	3	0	
		ウ その他	小計 80 件		0	24	1	41	14
12 気候変動問題・脱炭素化の認識	26 件		0	0	0	26	0		
13 本市の他の再エネ普及施策、国や他都市等との連携など	10 件		0	7	0	1	2		
		14 太陽光発電設備等総合促進事業に関するその他意見	44 件	0	17	1	14	12	
b	制度 5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度		43 件	0	27	0	16	0	
c	地球温暖化対策全般		36 件	0	4	2	15	15	
合計			1,864 件	15	599	61	1159	30	

5 具体的なご意見の内容の考え方
 (1) a 太陽光発電設備総合促進事業
 ア パネル・設備に関すること
 01 経済メリット・コストなど

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>太陽光パネルの設置費用、維持費用及び廃棄費用の負担による課題が大きい。 【同趣旨ほか57件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q1～Q6」に記載のとおり、4kWの太陽光発電設備を設置した場合、30年間の支出と収入を比較すると、収入の方が上回る試算となっており、点検・メンテナンス費用(1回につき約3万円、4年に1回を想定)や廃棄リサイクル費用(約30万円)を含めても電気料金の削減や、売電による収入の方が大きいと見込んでおりますが、PPAモデルや、リースモデルなど初期費用が掛からず導入する手法もあります。</p> <p>なお、メンテナンスについては、日常的にはほとんど必要ありません。また、太陽光発電設備を設置する場合、2000年に改正された建築基準を満たす建物であれば、屋根などの建築設備強化のための追加費用は想定しておりませんが、建築士との打合せを十分に行うようお願いします。</p> <p>重要施策の考え方p61,62に記載の建築物太陽光発電設備誘導支援制度を推進し、市民の皆様が感じる不安・疑問点等に対して、正確な情報を丁寧に説明してまいります。</p>	D
2	<p>太陽光発電設備は、日当たりなどの環境に左右されるため、投資した費用の回収など市民の負担が公平ではない。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>太陽光発電による発電量は環境により発電量の差異が生じる設備ではありますが、「太陽光発電Q&A集Q1」に記載のとおり、30年間の収入と支出を比較すると収入の方が上回り、初期費用の回収が可能と考えております。</p> <p>また、「太陽光発電Q&A集Q35」に記載のとおり、日照、屋根面積が小さいなどの建築物については、除外とすることも含めて検討を行ってまいります。具体的な内容については、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討を行ってまいります。</p> <p>なお、建築基準法に基づく各制度によって、建築物への日照は一定程度確保されますが、周囲に新たな建築物ができる場合等、太陽光発電に日影が生じる可能性はあります。日影等により発電量が安定しないこともあるため、設置時に事業者と相談することが必要と考えております。</p>	D

3	<p>災害や故障、経年劣化の場合の更新費用や維持費用などはどうするのか。 また、災害時に事故が発生した際は市が責任を取るのか。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>更新・維持費用や事故が起こった際の費用について、太陽光発電設備に限らず、建築設備の適切な維持管理は所有者の責務となります。 また、「太陽光発電Q&A集Q19」に記載のとおり、災害時等でパネルが破損した場合の費用については、新築住宅の場合、屋根に設置した太陽光パネルは、一般的に火災保険(建物)の補償対象として含まれます。一方で、火災保険の契約後に設置した場合は、建物の評価額の変動により、契約の見直しが必要となる場合がありますので、詳しくは、取扱店にお問い合わせください。 なお、「太陽光発電Q&A集Q7、8」に記載のとおり、太陽光発電設備は国の調査結果などによると著しい経年劣化は生じないと考えられ、日常的なメンテナンスはほとんど必要ありません。 こうした市民の不安を払拭できるよう、重要施策の考え方p60に記載のとおり、市民に対して太陽光発電設備に関する正確な情報発信等を行ってまいります。</p>	D
4	<p>太陽光設置後、収支上、利益が出るはあるが、どの業者もそこまで保証しない。そのようなパネルにお金が出せるのか。</p>	<p>制度2については、「義務を負う者は一部のハウスメーカー等」「設備設置の対象は新築建築物のみ」「ハウスメーカー等は全ての新築建築物に設置する義務はないため、購入者等は設置しないことも可能」という、自由度のある制度を想定しております。 設置にあたっては、事前のシミュレーション等で確認し、事業者と十分検討を行っていただきたいと考えております。</p>	D
5	<p>電気料金がさらに上昇を続ければ多少日影の影響を受ける建物でも費用の回収は容易かと思われる。簡易計算書を提供しユーザー利点を明らかにしたらどうか。</p>	<p>重要施策の考え方p20、21に記載のとおり、令和3年1月以降、連続した電気料金の値上がりが生じており、市民生活や事業活動に大きな影響を与えています。また、一方でFIT価格と電気料金は令和2(2020)年度に逆転現象が起きており、再生可能エネルギーは、売電による利益よりも自家消費による利益の方が大きくなってきています。つまり、これまでの「売る時代」から「自分で創る・使う時代」へと変化しています。 いただいた御意見を参考にしながら、取組を推進してまいります。</p>	C
6	<p>太陽光発電設備等に関するQ&Aに記載される収入と支出について、初期費用想定値は1kW当たり「25.9万円+消費税額」とあるが、このデータを使う場合は、この想定値に見合う設置基準量を設定するべきではないか。</p>	<p>2022年度の初期費用想定値である1kWあたり「25.9万円+消費税額」というデータは、10kW未満の太陽光発電設備の場合の金額です(「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」(経済産業省調達価格等算定委員会))。重要施策の考え方p8等に記載のとおり、設置基準量等は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえ検討していくこととしておりますので、御意見の趣旨を踏まえまして、検討を進めてまいります。</p>	D

02 建築的な課題・メンテナンスなど

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	<p>太陽光パネルは寿命が短く、設置後もメンテナンスの負担や、雨漏りリスク、そもそも設置することで建築物の耐久性に悪影響がある。</p> <p>【同趣旨ほか31件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q7～Q14」に記載のとおり、太陽光発電設備の寿命はパネルが25～30年以上、パワーコンディショナーは10～15年と言われていています。日常的なメンテナンスはほとんど必要なく、発電量を日常的にチェックすることをおすすめしています。また、雨漏りリスクについては、新築建築物の場合、太陽光発電設備の設置を前提として設計し、メーカーの推奨工法により施工するため、雨漏りのリスクは非常に低く抑えることができます。破損した場合には設備の修理やパネルの交換が必要になることもありますので、メーカーや販売店等にお問い合わせください。</p> <p>なお、建築基準法に基づく耐震基準を順守した設計の建築物であれば、太陽光発電設備を屋根に設置しても基本的に悪影響はないものと考えられますので、建築士と御相談いただきながら設計を進めていただきたいと思います。</p>	D
8	<p>中小規模建築物の制度に係る棟当たり基準量を「仮に2kW」としているがその根拠は何か。また、太陽光発電設備のQ&Aにおけるシミュレーションも2kWパターンを提示すべきである。</p>	<p>「仮に2kW」と記載しております根拠についてですが、川崎市住宅用環境エネルギー機器設備設置補助金(スマートハウス補助金)を活用して導入された太陽光発電設備のうち、1棟あたり2kW以上の設備を導入した事例が90%以上であることなどから、「仮に2kW」と記載させていただいております。</p> <p>また、2kWパターンのシミュレーションは「太陽光発電Q&A集Q1-2」に記載がございます。</p>	D
9	<p>太陽光パネルを設置すると、間取りや窓のサイズ、住宅の形状に制限がかかる。また、反射光等による近所トラブルの原因となる。</p> <p>【同趣旨ほか8件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q10」に記載のとおり、太陽光発電設備の設置により、建築物等の形状に制限が生じる可能性があるため、設置を前提とした設計について十分に協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>反射光についてですが、「太陽光発電Q&A集Q24」に記載のとおり、日当たりの良い南面では、反射光は発生しにくいと言われていますが、設置向きや近隣環境によっては設置場所の検討が必要ですので、事業者のシミュレーションなどを確認していただく必要がございます。</p> <p>また、重要施策の考え方のp61,62に記載の建築物太陽光発電設備誘導支援制度を推進し、市民の皆様が感じる不安・疑問点等に対して、正確な情報を丁寧に説明してまいります。</p>	D

10	<p>今後、建替えた場合に設置対象となるが、三階建ての場合、高さ制限で屋根が削られており、そこに太陽光発電設備を設置をするとさらに天井が下がるということになるかもしれないため、建築の制限が生じるのではないかと。また、制度対象は、一軒家だけでなくマンションやアパートも同じようにすべき。</p> <p>ソーラーパネルの寿命は30年位だと言われているが、屋根の葺き替えの時はどうなるのか。</p>	<p>制度2については、「義務を負う者は一部のハウスメーカー等」「設備設置の対象は新築建築物のみ」「ハウスメーカー等は全ての新築建築物に設置する義務はないため、購入者等は設置しないことも可能」という、自由度のある制度を想定しており、市民にとって新築事業者の選択の幅が狭まる制度ではないと考えております。</p> <p>なお、対象となる建築物は戸建／集合住宅、住宅用／事業用を問いません。</p> <p>また、屋根の葺き替えについては一般的に新築からおよそ30年後といわれており、太陽光パネルの撤去時期と重なることが多くなっています。新築住宅の設計・購入時には屋根へのパネル設置等とあわせ、撤去についても太陽光発電の販売店に相談しながら検討を進めていただくことが必要です。</p>	D
----	--	---	---

03 災害への備えなど

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p>太陽光パネルの構造・強度に懸念があり、台風、ひょうなどの自然災害時に破損等の恐れがあるのではないかと。また水没したパネルには感電のリスクがあるのではないかと。</p> <p>家屋の火災時にも感電リスクの懸念があり、適切な消火活動もできないのではないかと。</p> <p>【同趣旨ほか144件】</p>	<p>令和4(2022)年11月18日に公表した「太陽光Q&A集」のQ15～Q19に記載のとおり、自然災害については、JIS規格により、地震や風圧、積雪などに関するパネルの取付に係る荷重計算方法やパネルの強度が定められておりますので、それぞれの規格に準拠する製品やパネルメーカー認定の施工業者による取り付けをすることで、想定されるリスクは避けることができると考えております。</p> <p>また太陽光発電設備に関する事業者で組織する「一般社団法人太陽光発電協会」が2019年に実施した太陽光発電設備の水没実験によりますと、適切な接地状態であれば感電リスクは低い一方、損壊等により接地状態が不適切な状態になり、特定の条件に合致した場合には、感電のリスクがあるとされています。このため、水没している設備には接近、接触せず、また、水が引いた後でもむやみに触れずに、施工業者等に対応を依頼することが重要であると考えています。</p> <p>なお、同協会においては、これまで水没による被害は確認されていないとのことです。</p> <p>火災に関しては、本市消防局では、太陽光発電設備の有無も含め、火災が発生した建物の設備の情報を目視や関係者からの聴取により把握し、適切な消火方法を選択したうえで消火活動を行っています。</p>	D
12	<p>太陽光パネルについて、誤作動による火災が発生することはないのか。また、火災が起きた時の個人の負担はどうなるのか。</p> <p>そもそも、パネル設置により屋根が重くなり、地震の際の倒壊リスクが高まるのではないかと。</p> <p>【同趣旨ほか7件】</p>	<p>太陽光パネルについては、JIS規格に準拠する製品や専門の施工業者による取り付けをすることで、誤作動による火災等のリスクや、「太陽光発電Q&A集Q16」に記載のある自然災害で壊れるリスクは抑えることができると考えております。</p> <p>また、火災発生時の損害については所有者の負担となりますが、「太陽光発電Q&A集Q19」に記載のとおり、新築住宅の屋根に設置した太陽光パネルは、一般的に火災保険(建物)の補償対象として含まれます。</p> <p>さらに、「太陽光発電Q&A集Q12」に記載のとおり、建築基準法に基づく耐震基準を遵守した設計の建築物であれば、太陽光発電設備を屋根に設置しても基本的に悪影響はないものと考えられます。</p>	D

04 廃棄・環境（公害）問題など

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	<p>太陽光パネルは廃棄方法が確立されておらず、廃棄時に有害物質が漏洩するなど、環境汚染につながるのではないかと懸念されている。</p> <p>【同趣旨ほか187件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q20」に記載のとおり、太陽光パネルの構成は、ガラスとアルミフレームが重量比で全体の約80%を占めており、リサイクルしやすい材質で構成されています。さらに、Q&A集Q22に記載のとおり、市内及び近隣他都市には太陽光パネルをリサイクルできる施設が複数ありますので、処理状況の確認等を適切に進めてまいります。</p> <p>太陽光セルはEVAシートと呼ばれる封止材で封着した上で、ガラスとバックシートで挟み込む構造となっており、ガラスやバックシートが破損した程度では鉛が外部に溶出する可能性は極めて低いものとなっています。また重要施策の考え方p100に記載のとおり、太陽光発電設備の所有者から処分を請け負った解体・撤去業者等が排出事業者として廃棄物処理法上の処理責任を負い、産業廃棄物として適正に処理を行う義務が課されますので、法令に従い、事業者への指導を適切に行ってまいります。</p> <p>また、「Q&A集Q23」に記載のとおり、廃棄に関しては、環境省が「太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定し、解体・撤去、リユース、収集・運搬・リサイクル等といった過程ごとに整理をしていますので、本市もこのガイドラインに基づき必要な指導を進めてまいります。</p>	D
14	<p>環境のためというが、太陽光発電は、森林を伐採し、土地を削り取り、周囲の環境を悪化させることになる。</p> <p>【同趣旨ほか26件】</p>	<p>重要施策の考え方p50に記載のとおり、本制度は建築物への太陽光発電設備等の導入を促進するものであり、環境破壊を伴うようなメガソーラーの設置を促進するものではありません。</p> <p>また、重要施策の考え方p45に記載のとおり、川崎市環境審議会答申では、「一般家庭も含め屋根上に太陽光発電設備を設置することは、メガソーラー設置による森林破壊のような環境破壊を伴わないことから、脱炭素社会の実現だけでなく、エネルギーの地方依存の解消の観点からも都市の未来の一つの姿として積極的に取り組むべき。」との意見をいただいております。環境破壊を伴った政策ではありません。</p>	D
15	<p>電磁波過敏症、問題が山積みだから反対する。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>住宅用太陽光発電設備のパワーコンディショナーは、現在供給されているほぼ全てが一般財団法人VCCI協会等の第三者による認証を受けた製品です。この第三者の認証を受けるためには、設備機器から放射される電磁波等が規格限度値を超えていないかを評価する「放射妨害波試験」の基準に適合する必要があります。20kW以下の住宅用パワーコンディショナーは、一般家庭および軽工業環境で使用される機器が対象となるclassBに準拠した基準に適合する必要があり、一般的な家電製品と大差が無いものとなっているため、発電設備の設置を理由とした健康被害の可能性は限りなく低いものと考えられます。</p> <p>こうした市民の不安を払拭できるよう、周知広報の徹底を実施してまいります。</p>	D

16	<p>太陽光発電設置はCO2削減の有効な方法だが、こうした設備が増えることは鉱物資源の大量使用に繋がり、別の環境負荷を生む。</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q20」に記載のとおり、太陽電池パネルの構成は、ガラスとアルミフレームが重量比で全体の約80%を占め、その他はプラスチック、銅、はんだ等となっております。これらの資源を、確実にリサイクルし、適正利用することが重要と考えております。なお、市内にも太陽光パネルのリサイクル施設があり、適切にリサイクルすることが可能となっておりますので、本市でも適切な資源循環を促してまいります。</p> <p>太陽光発電設備に伴うこうした市民の皆様の不安を払拭できるよう、周知広報を行ってまいります。</p>	D
17	<p>太陽光発電設備設置について、パネルを設置した家屋が空き家になるなど、処分費用を捻出できない場合、その処分は誰が負担するのか。 【同趣旨ほか3件】</p>	<p>太陽光発電設備に限らず、建築設備の適切な維持管理や処分は所有者の責務となります。本市でも適切な管理がなされるよう情報発信に努めてまいります。</p> <p>空き家問題については、本市でも空き家の利活用、管理などに関する相談窓口を設けるなどの対応を行っています。また、こうした市民の皆様の不安を払拭できるよう、正確な情報発信を行ってまいります。</p>	D
18	<p>太陽光パネルや蓄電池の廃棄方法については販売先企業への引き取り義務など、生産から廃棄までのサイクルを考慮した条例を今後検討して頂きたい。 【同趣旨ほか4件】</p>	<p>いただいた御意見を参考にしながら、取組を推進してまいります。なお、太陽光パネルの廃棄方法につきましては、「太陽光発電Q&A集Q22」に記載のとおり、市内にも太陽光パネルのリサイクル施設があり、適切にリサイクルすることが可能となっております。</p>	D
19	<p>ネット情報によれば、国内電力を再エネ100%とし、蓄電池に貯める場合、1京円以上(国家予算約100倍)の電池が必要になり電池製造に膨大な希少資源、エネルギーを消費し、鉱山での深刻な公害も発生する。 また、リサイクル時も大半が溶かすだけの鉄屑等と違い電池は処理工程が複雑でエネルギー消費が多い。</p>	<p>本制度につきましては、太陽光パネル(太陽電池モジュール)等を対象設備としており、蓄電池は対象外となります。</p> <p>なお、蓄電池の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九及び第十五条の四の三に基づく、環境大臣からの広域認定を受けた処理団体等に処理を委託することで、有害物質の流出防止や資源の有効活用等、適正な処理が図れるものと考えております。</p>	D

05 国際・人権問題など

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	<p>太陽光パネルの生産は中国に集中しており、新疆ウイグル自治区の製品を取り扱っているという話も聞く。市の太陽光発電の制度が、新疆ウイグル自治区の強制労働等に加担することになるのではないかと懸念する。</p> <p>【同趣旨ほか211件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q26」に記載のとおり、国は令和4年9月に「責任あるサプライチェーン※等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、業界団体である一般社団法人太陽光発電協会では、「持続可能な社会の実現に向けた行動指針」を掲げており、同協会は国のガイドラインを踏まえた取組を行うため、「太陽光発電産業の人権問題に関する取り組み宣言」を行い、会員企業、太陽光発電産業に携わる事業者の人権を尊重した事業活動を行うことを推進しております。</p> <p>また、国のガイドラインには「企業が積極的に人権尊重に取り組めるよう情報の提供・助言等を行うとともに、特に国家等の関与の下で人権侵害が行われている場合には、日本政府に期待される役割を果たしていく」とされており、こうした動向を踏まえ、本市は今後、国や関係団体と連携を図ってまいります。</p> <p>また、いただいたご意見の考え方をより明確にするため、重要施策の考え方p23、60に人権配慮等に関する項目を追加しました。</p> <p>【p23、60に人権配慮等に関する項目を追記】 (※ サプライチェーンとは、事業者が行う原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れのこと)</p>	D
21	<p>中国産の原材料などの懸念が一部からあるが、その場合、ロシアからのガスや石油の輸入は人権的にどうなのかという視点もある。</p> <p>これまでも、中国産のものをパネル以外もたくさん輸入して、私たちの生活を豊かにしているので、太陽光パネルの件だけ問題視するのは、とても偏りがあると感じる。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>国の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、本市としても人権に配慮した取組を推進していきます。</p>	D

06 電力系統・エネルギーの需給バランスや地産地消など

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	<p>太陽光発電設置によって再エネ賦課金の負担が増加するのではないかと。また、発電能力は天候に左右されるため、安定した電力を供給できない。</p> <p>【同趣旨ほか39件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q28、Q29」に記載のとおり、再生可能エネルギー発電促進賦課金制度は、電力会社がFIT制度での買取に要した費用を電気の利用者全体から集める制度で、再エネ電源の主力化を図るため、法に基づいた国策として行われておりますが、将来的に賦課金の低減を図りながら再エネによるエネルギー供給が行われる社会の実現を目指しているため、賦課金単価も当面は大幅な上昇はなく、2030年代半ばに減少局面に入ると見込まれています。</p> <p>また、電力の安定供給については、需給バランスをとるために「優先給電ルール」があり、太陽光発電等の再エネ電力が増加する場合、火力発電を制御するなどの需給調整を図るため、電力供給が不安定になることや送電できないという状況などにはならないと考えられます。</p> <p>なお、国の第6次エネルギー基本計画では、「安定供給」「経済性」「環境」「安全」を目標としたエネルギーミックスとし再エネの主力電源化を徹底し、最優先で取り組み、最大限の導入を促すことが示されました。その中で、系統制約の克服、電力の安定供給に向け、系統の増強、運用の見直しが示されています。</p>	D
23	<p>太陽光発電の利用などエネルギーの地産地消を進め、地域で取り組めることを進めてほしい。</p> <p>【同趣旨ほか14件】</p>	<p>重要施策の考え方p19、20に記載のとおり、電力のひっ迫や、電気料金の高騰といった市民生活や事業活動へのリスクを低減させるためには、市域内の再生可能エネルギー発電設備や蓄電設備等を増加させ、可能な限りエネルギー需給のリスクを分散し、地域のレジリエンス※1強化を図ることが重要であると考えております。</p> <p>御意見のとおり、太陽光パネルの設置などエネルギーの地産地消を進めることは、送電ロスの軽減や地域の活性化に寄与することに加えて、エネルギー分散システムの確立にもつながります。加えて、将来的にマイクログリッド※2を形成できれば、送配電線網・電力系統の安定化や、災害時のエネルギー供給の確保等のレジリエンス強化につながると考えております。</p> <p>御意見の内容は、制度の検討において重要であると考えておりますので、御意見を踏まえまして、上記内容について重要施策の考え方p45、60に追記しました。</p> <p>【p45、60にエネルギーの地産地消の推進を追記】 (※1 レジリエンスとは、防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さのこと。) (※2 マイクログリッドとは、エネルギー供給源と消費施設をまとめあげ、エネルギーを地産地消する仕組みのこと。)</p>	A

24	<p>太陽光パネルの設置義務化を推進する施策を基本的に支持するが、太陽光発電は基本的に「昼の電力」で、「夜の電力」には寄与せず、夜の電気は大部分を火力発電に依存するため、太陽光発電を増やしたから電気は無尽蔵に使えるわけではない。川崎市全体で都市が消費する熱と電気エネルギーのロスを少なくする努力を合わせて望む。</p>	<p>夜の電力については、蓄電池の普及促進や、今後、開発が期待される水素電源等の新技術の活用を検討するとともに、改正建築物省エネ法に基づく省エネの推進等を図りながら、電力の平準化を図る取組を推進してまいります。</p>	B
----	---	---	---

07 太陽光発電設備の機能など

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
25	<p>太陽光パネルの製造、廃棄時のエネルギー（CO2排出量）が大きく、逆に環境問題を悪化させる原因となるのではないかと。ライフサイクルCO2などを示すべき。 【同趣旨ほか54件】</p>	<p>本市としましてもライフサイクル全体での地球温暖化対策が重要と考えております。太陽光パネルの製造、廃棄時のエネルギーも含めたライフサイクルCO2（環境負荷）は、一般財団法人電力中央研究所のデータによれば、住宅用太陽光は38.0g-CO2/kwhであり、LNG火力（複合）の473.5g-CO2/kWhや石油火力の738.0g-CO2/kWh、石炭火力の942.7g-CO2/kWhと比較しても明らかに優位とされております。</p> <p>また、発電設備が製造され、廃棄・処理されるまでの消費エネルギーを、その発電設備を何年稼働させることで相殺できるかという期間はエネルギーペイバックタイムという数値で示されますが、国立研究開発法人産業技術総合研究所のデータによれば、太陽光発電設備の場合は1～3年であるとされており、一般的にその寿命は25～30年以上とされていることを踏まえると、太陽光発電は、環境負荷が低い電力であると考えられます。こうした考え方をより明確にお示しするため、「太陽光発電Q&A集」や重要施策の考え方p20にライフサイクルCO2やエネルギーペイバックタイムに関する考え方を追加しました。 【p20にライフサイクルCO2等を追記】</p>	D
26	<p>太陽光発電は、雨や雪、曇天の時には発電しないなど、発電量が不安定である。 【同趣旨ほか49件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q31」に記載のとおり、太陽光発電設備は曇りや雨の日に発電量が少なくなるなど日々、発電量は変動しますが、一定程度発電します。一般的に住宅屋根に設置される4kWの太陽光発電設備では、夜間や天候などの諸条件を加味しても、4,800kWh程度の年間発電量が期待でき、通常電力の購入や、蓄電池を活用することにより安定的な電力使用は可能となります。</p> <p>なお、一般的な家庭の平均年間電力消費量は4,700kWh程度とされています。</p> <p>また、重要施策の考え方p57に記載のとおり、物理的に設置が困難、または設置がCO2削減に寄与しないことが見込まれる場合には、代替措置や除外規定を設けることも検討します。</p> <p>さらに、国の検討会では、調整力の広域運用・広域調達の仕組み、新たな調整力リソースの確保（蓄電池、バイオマス発電、水素火力等）などを組み合わせることで需給調整する方策等が検討されています。</p>	D

<p>27</p>	<p>太陽光発電パネルを新築に設置しても川崎市が得られる温暖化対策効果は非常に間接的で限定的である。もっと明らかに温暖化抑制効果がわかりやすいことに取り組んでほしい。 【同趣旨ほか13件】</p>	<p>重要施策の考え方p45に記載のとおり、本市は市域の約9割が市街化されており、再生可能エネルギーを大きく増やすためには、一般家庭及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段であり、これから建てられる建築物は、2050年にストックとして残るものがほとんどです。住宅用・事業用建築物への太陽光発電設備の導入施策を強化していく必要があると考えております。</p> <p>建築物太陽光発電設備等総合促進事業の実施によるCO2削減効果については、2030年度の時点での年間削減量▲1.4万t-CO2削減程度であり、2030年度の市域全体の温室効果ガス削減目標(2013年度比約▲1,000万t-CO2)との比較では0.14%程度です。しかしながら、重要施策の考え方p36に記載のとおり、2030年度の温室効果ガス削減目標は部門ごとに内訳の目安を示しており、制度の中心となる民生家庭部門において必要な削減量は▲98万t-CO2となりますが、同部門については、2013年度から2019年度までの6年間で、すでに約37万t-CO2削減している点や、将来的な電力排出係数等の動向などの社会的要因として、2030年度までに52万t-CO2の削減が見込まれることから、残り約8.4万t-CO2が不足している状況です。本制度の実施によるCO2削減効果は、民生家庭部門において追加で必要な削減量の約17%に相当します。</p> <p>また、重要施策の考え方p39に記載のとおり、本市は、2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて5大プロジェクトの取組を進めており、建築物太陽光発電設備等総合促進事業も含めた様々な取組の実行実施により目標の達成を図りたいと考えております。</p> <p>なお、本市のCO2排出量の多くは産業系による取組となっておりますので、重要施策の考え方p46に記載のとおり、市内事業者についても脱炭素化を促す「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」の構築を図ります。</p> <p>本市では、建築物への太陽光発電設備の設置という民生系の取組だけでなく、産業系の取組も行い、脱炭素社会の実現を目指して取組を推進してまいります。</p>	<p>D</p>
<p>28</p>	<p>建物の屋根は何かを載せるようにはできていない。屋根の総重量が増加すれば地震などの災害時にリスクが増大するし、夏にはパネルが蓄熱して夜間になっても室内温度などに影響を及ぼす。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>屋根への設置については、建築基準法に基づく耐震基準を順守した設計の建築物であれば、太陽光発電設備を屋根に設置しても基本的に悪影響はないものと考えられますので、建築士と御相談いただきながら設計を進めていただきたいと思います。</p> <p>また、太陽電池パネルが高温化することによるヒートアイランド現象に及ぼす影響を研究した「ヒートアイランド現象による環境影響等に関する調査業務(環境省)」では、太陽電池パネルは日中には顕熱量が大きくなるものの、大気の安定する夜間には逆にヒートアイランド緩和効果があることが示されています。</p>	<p>D</p>

イ 制度に関すること

08 制度1～2のあり方

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	建築物太陽光発電設備等総合促進事業を推進すべきである。 【同趣旨ほか436件】	重要施策の考え方p45に記載のとおり、建築物太陽光発電設備等総合促進事業は2050年の脱炭素社会の実現と2030年度の再生可能エネルギー導入目標の達成に向けて特に施策効果が高いと考えておりますので、この制度を構築し、市域の再生可能エネルギーの一層の導入を促進してまいります。	B
30	本来は太陽光パネル設置は住民の任意であるはずですが、義務化する根拠とは何か。 明確な根拠が市民に説明されないのであれば、義務化の撤回を求めざるを得ない。	重要施策の考え方にお示ししている制度2については、「義務を負う者は一部のハウスメーカー等」、「設備設置の対象は新築建築物のみ」、「ハウスメーカー等は全ての新築建築物に設置する義務はないため、購入者等は設置しないことも可能」という、自由度のある制度を想定しております。 また、重要施策の考え方p45に記載のとおり、本市は市域の約9割が市街化されており、再生可能エネルギーを大きく増やすためには、一般家庭及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段であり、これから建てられる建築物は、2050年にストックとして残るものがほとんどです。住宅用・事業用建築物への太陽光発電設備の導入施策を強化していく必要があると考えております。 建築物太陽光発電設備総合促進事業は特に施策効果が高いと考えておりますので、この制度を構築し、市域の再生可能エネルギーの一層の導入を促進していきます。	D
31	太陽光パネル設置の義務を違反した業者には罰則が科されるのか。	重要施策の考え方p54等に記載のとおり、代替措置、除外規定等を考慮しても義務を履行できなかった場合については、本市は行政指導を通じて、当該事業者に対して義務履行に向けた助言を行います。長期間にわたり履行状況に改善が見られない場合については、義務対象者に対して、勧告・公表ができることとして、適正な履行を促してまいります。	D
32	なぜ川崎市が太陽光発電設備等総合促進事業を実施しなければならないのか。 【同趣旨ほか87件】	重要施策の考え方p27,45に記載のとおり、2050年の脱炭素社会の実現を図るためには、市域の再生可能エネルギーの最大限活用を前提に脱炭素化の取組を進めていく必要があります。 また、本市は市域の約9割が市街化されている特徴を持つことから、市域の再生可能エネルギーを今後大きく増やすためには、一般家庭及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段です。これから建てられる建築物は、2050年にも蓄積されるものがほとんどであることを踏まえると、建築物太陽光発電設備等総合促進事業の実施により、住宅用・事業用建築物への太陽光発電設備の導入を強化していく必要があると考えております。 このように、本制度は、再生可能エネルギーの普及促進を図るために特に施策効果が高いと考えておりますので、本制度を実施し、市域の再生可能エネルギーの一層の導入を促進していきます。	D

33	<p>電力買取りの原資は再エネ賦課金なため、新築住宅を購入しない全ての市民に負担を強いる。</p> <p>【同趣旨ほか8件】</p>	<p>「太陽光発電Q&A集Q28」に記載のとおり、再生可能エネルギー発電促進賦課金制度は、電力会社がFIT制度での買取に要した費用を電気の利用者全体から集める制度で、再エネ電源の主力化を図るため、法に基づいた国策として行われておりますが、将来的に賦課金の低減を図りながら再エネによるエネルギー供給が行われる社会の実現を目指しているため、賦課金単価も当面は大幅な上昇はなく、2030年代半ばに減少局面に入ると見込まれています。</p>	D
34	<p>このような過剰な干渉は憲法・法律に反する。</p> <p>「選ぶ権利」は我々の自由の一環であり、市に強制されるいわれはなく、市民への権利侵害である。太陽光パネルの設置の有無を自由意志で選択することは当然の権利であり、命令してくださいと頼んだ覚えは無い。我が国は民主主義国家であり、市が我々の生活に干渉し強制する権利は一切ない。</p> <p>【同趣旨ほか31件】</p>	<p>重要施策の考え方p16,27に記載のとおり、国は再生可能エネルギーの主力電源化を最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととされている中で、本市においても、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市内の再生可能エネルギーの最大限活用を前提に脱炭素化の取組を進めていく必要があり、また重要施策の考え方p45に記載のとおり、本制度は、市内の再生可能エネルギーの普及促進を図るために特に施策効果の高い制度であります。</p> <p>本制度の実施に伴い、市民や事業者への一定の負担が生じますが、本制度は、2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、温室効果ガスの排出の量の削減を図り、もって脱炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐために必要な制度であって、本制度によって得られる公益は大きく、住宅を所有する市民にとっても、長期的にはコストメリットが見込める制度であることや、PPA※やリースによる初期費用の負担を軽減する手法も選択可能であることを踏まえると、本制度は憲法・法律に反するものではないと考えております。</p> <p>また、重要施策の考え方p56に記載のとおり、特定建築事業者太陽光発電設備導入制度は、建築主の意向や土地形状等、個々の建築物の事情を踏まえ、特定建築事業者が基準量の適合範囲内で太陽光発電設備の設置有無の判断ができるような制度設計を考えており、市民に太陽光発電設備の設置を強制する制度ではありません。</p> <p>本制度の実施により市民や事業者への一定の負担が生じますが、脱炭素社会の実現と良好な環境を将来の世代に引き継ぐためにも、本制度は必要な制度であると考えております。</p> <p>(※ PPAとは、発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をしたうえで、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと。)</p>	D
35	<p>今回の補助金等の費用を新型小型原発設置に回す方が賢い選択なので大反対。</p>	<p>重要施策の考え方p45に記載のとおり、本市は市域の約9割が市街化されており、再生可能エネルギーを大きく増やすためには、一般家庭及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段であり、これから建てられる建築物は、2050年にストックとして残るのがほとんどですので、住宅用・事業用建築物への太陽光発電設備の導入施策を強化していく必要があると考えております。</p> <p>また、重要施策の考え方p21に記載のとおり、2030年の発電コストは太陽光発電によるものが最も安価となっています。</p> <p>建築物太陽光発電設備等総合促進事業は特に施策効果が高いと考えておりますので、この制度を構築し、市域の再生可能エネルギーの一層の導入を促進していきます。</p>	D

36	<p>現に自然破壊と設置業者が逃げて放置されている太陽光発電パネルの問題が顕著になってきている。仮にやるとしても業者の売り逃げやサポート放棄の様な事態にならない枠組みが必要と考える。</p>	<p>市民と事業者との契約上のトラブルを回避するための仕組みも必要であると考えておりますので、重要施策の考え方p61に記載の建築物太陽光発電設備誘導支援制度の構築にあたっては、御意見の内容も参考にしながら、関係法令や施工知識などの相談受付や、研修等の実施による事業者の育成などを推進する枠組みの検討を進めてまいります。</p>	C
37	<p>今世界が直面している気候危機は、私たち大人の行動の結果であり、それが未来を生きる子どもたちの命を脅かす原因だとしたら、未来を変える責任は大人にある。 気候変動問題の解決に向けて残された時間はあと僅かであり、だからこそ川崎市にはその流れと取組にブレーキをかけるような決断をして欲しくない。多くの市民が取り組みやすい環境整備を進めるべき。</p>	<p>重要施策の考え方の副題のとおり、この制度は「子どもたちが安心して豊かに暮らせる脱炭素社会に向けて」取り組むものとしております。 また、重要施策の考え方p8に記載のとおり、地球温暖化に伴う気候変動は安全・安心な市民生活を脅かしており、このリスクを最小限に抑えるためには今後数年間が正念場とされておりますので、早急な取組を行う必要があると考えております。そのため、民生・産業・公共のあらゆる主体において一刻も早く具体的な行動を起こすことが重要と考えていますので、市民が取り組みやすい環境を整えてまいります。</p>	B
38	<p>制度1の制度施行が令和7年度から、2年以上後からだが、大規模建築物は計画から完成まで時間がかかると考えると妥当と思う。令和7年度完成の建築物から制度の対象になるのか。</p>	<p>延べ床面積2,000㎡以上となる大規模建築物については、その計画から竣工に至るまで複数年に渡ることが多いため、これを考慮した制度の検討を進めてまいります。</p>	D
39	<p>共同住宅(マンション)は制度対象となるのか。川崎市では圧倒的にマンションが多い。</p>	<p>共同住宅(マンション)の場合、延べ床面積が2,000㎡以上であれば建築主に対する制度1の対象になり、延べ床面積が2,000㎡未満であり、かつ、特定建築事業者による建築・供給であれば制度2の対象になります。</p>	D
40	<p>マイカーを持つこと自体が最も環境負荷が高いこと。道路を減らしてBRTや自転車に転換すべきであり、太陽光パネルやEVの一般家庭への義務化や補助に反対する。</p>	<p>令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画の施策において、「交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進(計画p104)」などに位置付けたところであり、同計画に基づき、しっかりと取組を進めてまいります。</p>	E

41	<p>考え方案51ページ、図表に「国の目標である「…」…を踏まえ」とある。国は国、川崎市は川崎市と政策を分けるのであれば、ここで「国の目標」と言及せず、現段階で考えられる自市の目標を明示するべき。国の目標は47都道府県を含むので、踏まえる必要は全くなく、自市の地勢等を踏まえて政策案を示す現時点での目標を独自設定することが必要。設定していないのであれば準備不足であり説明不足と考える。</p>	<p>本市では川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、2030年度までの再生可能エネルギー導入目標として、33万kW以上導入することを位置付けております。</p> <p>また、重要施策の考え方p56に記載のとおり、国が第6次エネルギー基本計画の中で「新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す」としていることや市内での住宅等の建築物の供給状況を踏まえ、制度対象とすべき特定建築事業者の建築・供給量を検討してまいります。</p>	D
42	<p>既設の建築物を解体して、その跡地に建物を建築する場合は新築という解釈でいいか。また、改築の場合は対象になるのか。</p>	<p>既設の建築物を解体して、その跡地に建物を建築する場合は新築となります。</p> <p>また、建築基準法に基づく改築とは、建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることを指し、これに該当する場合は制度1の対象となることを想定しております。</p>	D
43	<p>増築の場合は、増築する部分の面積が対象の範囲をなるのか。</p>	<p>制度1における増築の場合、増築する部分の面積が2,000㎡以上となる場合を制度対象とすることを考えております。</p>	D
44	<p>数値目標などは一定の理解をした。南側と北側でパネルを設置する場合とで、実発電と机上の計算での発電量に差が生じると思うが、義務量算定においてどれを採用するのか。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>設置基準量は、公称最大出力をベースとして考えておりますが、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討し、正式に決定次第、なるべく早く情報を提供してまいります。</p>	D

<p>45</p>	<p>市が目指す2030年度の温室効果ガス削減目標▲1000万トンに対し、2030年には太陽光発電設備の義務化による削減量は▲1.4万トンと想定されているとのこと。これは、削減目標量の0.14%と非常に小さい。他の方法を進めた方が効率的に目標を達成できるのではないか。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>重要施策の考え方p39に記載のとおり、本市は、2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて5大プロジェクトの取組を進めており、建築物太陽光発電設備等総合促進事業も含めた様々な取組の実行実施により目標の達成を図りたいと考えております。</p> <p>建築物太陽光発電設備等総合促進事業の実施によるCO2削減効果については、2030年度の時点での年間削減量▲1.4万t-CO2削減程度であり、2030年度の市域全体の温室効果ガス削減目標(2013年度比約▲1,000万t-CO2)との比較では0.14%程度ですが、重要施策の考え方p36に記載のとおり、2030年度の温室効果ガス削減目標は部門ごとに内訳の目安を示しており、制度の中心となる民生家庭部門において必要な削減量は▲98万t-CO2となりますが、同部門については、2013年度から2019年度までの6年間で、すでに約37万t-CO2削減している点や、将来的な電力排出係数等の動向などの社会的要因として、2030年度までに52万t-CO2の削減が見込まれることから、残り約8.4万t-CO2が不足している状況ですので、本制度の実施によるCO2削減効果は、民生家庭部門において追加で必要な削減量の約17%に相当します。</p> <p>こうした考え方をより明確にお示しするため、上記内容について重要施策の考え方p63に追記しました。 【p63に制度導入効果を追記】</p>	<p>D</p>
<p>46</p>	<p>レジリエンスという言葉をよく聞くが、この制度ではどのようなことを示しているのか。</p>	<p>重要施策の考え方p107に記載のとおり、レジリエンスとは「防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さのこと。」を意味しており、災害時のレジリエンス強化とは、太陽光を電気として活用することで、災害時に照明の点灯やテレビの視聴、スマートフォンの充電などができることを意味しております。</p> <p>そのため、太陽光発電設備設置によりレジリエンスへの強化にもつながるものと考えております。</p>	<p>D</p>

09 制度1～2に関する制度提案

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
47	<p>地球温暖化対策の中で、太陽光パネルの義務化だけを急いで制度化するのは、理解できない。</p>	<p>条例改正の考え方p12～15に記載のとおり、気候変動の脅威は益々増大し、世界各国や国内、また市内においても自然災害の激甚化という形で現れており、今後さらに深刻化することが懸念されています。</p> <p>このまま気温上昇が続いた場合、北極・南極の氷解等により地球全体が原状回復困難な状況に陥るとされ、その転換点は、現在420ppm(ピーピーエム)である大気中のCO2濃度が450ppmとなった時点と言われており、現在年間2ppm程度の速度で増加していることを踏まえれば、今後数年間が正念場であると考えておりますので、地球温暖化対策について早急な取組を進めてまいります。</p> <p>また、条例改正の考え方p28に記載のとおり、本市は市域の約9割が市街化されており、再生可能エネルギーを大きく増やすためには、一般家庭及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段であると考えております。これから建てられる建築物は、2050年にも蓄積されるものがほとんどであることを踏まえると、建築物太陽光発電設備等総合促進事業の実施により、住宅用・事業用建築物への太陽光発電設備の導入を強化していく必要があると考えております。</p> <p>このように、本制度は、再生可能エネルギーの普及促進を図るために特に施策効果が高いと考えておりますので、本制度を実施し、市域の再生可能エネルギーの一層の導入を促進していきます。</p>	D
48	<p>市民が新築する際の業者の選択幅が狭まることのないよう、例えば「初期費用ゼロ円ソーラー」の様な仕組みを、市民がもっと簡単に選択できるような環境整備をしてほしい。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>重要施策の考え方p60、61に記載のとおり、太陽光発電設備の導入促進に向けては、市民に対して太陽光発電設備に関する正確な情報発信や設置するメリット等を分かりやすく伝えることが必要と考えており、設置に係る初期費用を抑える方法である、リースモデル、PPAモデルといった手法など取組しやすい方法についても情報発信を行ってまいります。</p>	B
49	<p>制度2(仮称)特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について、市民にとって新築事業者選択の幅が狭まることのないようご配慮いただきたい。 【同趣旨ほか7件】</p>	<p>制度2については、「義務を負う者は一部のハウスメーカー等」「設備設置の対象は新築建築物のみ」「ハウスメーカー等は全ての新築建築物に設置する義務はないため、購入者等は設置しないことも可能」という、自由度のある制度を想定しており、市民にとって新築事業者の選択の幅が狭まる制度ではないと考えております。</p>	D

50	<p>義務化して一律に設置を求めるのは市民への負担が大きすぎる。 条例化するならば、現在、開発したでの日本発国内産のペロブスカイトソーラーパネル等、国内企業による国内生産品を指定すべき。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>制度2については、「義務を負う者は一部のハウスメーカー等」「設備設置の対象は新築建築物のみ」「ハウスメーカー等は全ての新築建築物に設置する義務はないため、購入者等は設置しないことも可能」という、新築建築物に一律に設備の設置を求めない自由度のある制度を想定しており、市民にとって新築事業者の選択の幅が狭まる制度ではないと考えております。 また、新技術については、引き続き情報収集をしながら、より良い制度となるよう取組を進めます。</p>	D
51	<p>建築物太陽光発電設備等総合促進事業は市民ニーズに合った住宅の供給への制約に繋がるものと懸念する。このため、非化石証書による代替措置、東京都と同等の除外要件、東京都と同等の補助メニューについて要望する。 【同趣旨ほか18件】</p>	<p>重要施策の考え方p8等に記載のとおり、代替措置及び除外規定については、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討していくこととしておりますので、御意見の趣旨を踏まえまして、検討を進めてまいります。 また、重要施策の考え方p60に記載のとおり、補助制度の拡充については、川崎市環境審議会答申では「太陽光発電設備の初期費用分の投資回収は十分可能であると考えられるため慎重であるべき」という趣旨の御意見をいただいておりますが、補助制度により、設備の導入促進やレジリエンス強化の加速効果も期待できますので、条例施行時期を見据えながら、地球温暖化対策として、より効果の高いものとなるよう検討してまいります。</p>	C
52	<p>つけたい人だけがつければ良いと思う。義務化はおかしい。 【同趣旨ほか12件】</p>	<p>重要施策の考え方にお示ししている制度2については、「義務を負う者は一部のハウスメーカー等」、「設備設置の対象は新築建築物のみ」、「ハウスメーカー等は全ての新築建築物に設置する義務はないため、購入者等は設置しないことも可能」という、自由度のある制度を想定しておりますが、重要施策の考え方p60に記載のとおり、太陽光発電設備の導入促進に向けては、市民に対して太陽光発電設備に関する正確な情報や設置するメリット等を分かりやすく伝え、設置の選択をしていただけるよう取組を推進してまいります。</p>	D
53	<p>義務対象の建築物を新築建築物としているが、本制度施行直前に建てられた建築物も2050年のストックとして蓄積される建築物になる可能性がある。施行前の一定期間内に建てられた建築物についても可能な限り太陽光発電設備導入がすすむような仕組みを検討してほしい。2030年の再エネ導入目標達成のためには、既存建築物への太陽光設備導入も並行してすすめる必要がある。 【同趣旨ほか10件】</p>	<p>新築建築物を対象とした理由は、これから建築される住宅は、CO2排出ゼロを目指す2050年まで存在すること、屋根上への設備設置を考慮した構造設計ができること、施工不良があったとしてもハウスメーカーの責任で対応できることなどによります。 しかしながら、既存建築物への設備の普及を誘導することも重要と考えますので、建築物太陽光発電設備誘導支援制度の中で市内中小事業者の育成などを行い、既存建築物に対しても設備の普及を誘導できるよう、検討します。</p>	D

54	<p>新築住宅だけでなく既存住宅、さらに公営住宅などに設置していくのも積極的に進めていくことがいいと考える。 【同趣旨ほか12件】</p>	<p>市営住宅も含めた公共施設への太陽光発電施設の整備については、2030年度までに設置可能な公共施設の半数、2040年までに全数とした目標により取組を進めています。 また、既存建築物への設備の普及を誘導することも重要と考えますので、重要施策の考え方p60等に記載のとおり建築物太陽光発電設備誘導支援制度において、市内中小事業者の育成などを行い、既存建築物に対しても設備の普及を誘導できるよう、取組を行ってまいります。</p>	B
55	<p>技術的設置困難な場合の代替措置は具体的に何か。</p>	<p>重要施策の考え方p53等に記載のとおり、物理的に設置が困難、または設置がCO2削減に寄与しないことが見込まれる場合に、オフサイトPPAや、非化石証書によらない再生可能エネルギー導入量の追加性に寄与した取組を行った場合は、設置する設備の容量として参入するといった代替措置を検討します。なお、代替措置等は、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討していくこととしております。</p>	D
56	<p>「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」について、大規模建築物へは「除外規定を設けないことを検討」とのことだが、新設工場のCO2削減量を勘案する仕組みを導入したり、除外規定を設けることを検討してほしい。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>特定建築物の場合は環境負荷に対する社会的責任が大きいため除外規定を設けない方向で検討しますが、太陽光発電設備が物理的に設置が困難、または設置がCO2削減に寄与しないことが見込まれる場合における代替措置については、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討します。</p>	D
57	<p>住宅建築物の断熱規制基準をパッシブハウス並にするとともに既存住宅・既存建築物の太陽光発電設置、断熱改修を進める必要がある。 【同趣旨ほか11件】</p>	<p>CO2削減のためには、創エネの取組に加え、省エネの取組も両輪で進めることが重要であり、令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法により、令和7年度から全ての新築の建築物に対して一層の省エネルギー構造が義務づけられることから、本市制度も同時期に施行し、それぞれがより効果的となるよう取組を進めます。 重要施策の考え方p60に記載のとおり、建築物太陽光発電設備誘導支援制度の中で市内中小事業者の育成などを行い、既存建築物に対しても設備の普及を誘導できるよう、検討します。 なお、既存建築物の断熱改修については川崎市地球温暖化対策推進基本計画には位置付けておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	D

58	<p>太陽光発電設備の自家消費率向上に資する施策について、「重要施策の考え方(案)」では、太陽光発電設備の設置にフォーカスされているが、その発電電力分を有効活用するため、蓄電池システムの導入等の自家消費率を上げるための施策、もしくは、それを推奨するような言及が必要ではないか。 【同趣旨ほか4件】</p>	<p>再生可能エネルギーのさらなる利用拡大に向け、調整力となる蓄電池等は重要であるとともに、災害時におけるレジリエンスの強化にも資するため、重要施策の考え方p60に記載のとおり、蓄電池に対する補助も含めた導入促進に向けた支援についても検討します。</p>	C
59	<p>省エネが最も重要であり、次いで創エネという順番を明記すべき。太陽光発電の設置で温暖化がすべて解決するわけではないが、誤った情報を流すことになりかねない。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>CO2削減のためには、創エネの取組に加え、省エネの取組も両輪で進めることが重要であると考えております。令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法により、令和7年度から全ての新築の建築物に対して一層の省エネルギー構造が義務づけられることから、本市制度も同時期に施行し、それぞれがより効果的となるよう取組を進めます。</p>	D
60	<p>新築住宅への太陽光設置義務化に大きく賛成である。蓄電池、EV、断熱等の普及にも補助金導入などで後押ししてほしいと思う。 【同趣旨ほか8件】</p>	<p>再生可能エネルギーのさらなる利用拡大に向け、調整力となる蓄電池等は重要であるとともに、災害時におけるレジリエンスの強化にも資するため、重要施策の考え方p60に記載のとおり、蓄電池に対する補助も含めた導入促進に向けた支援についても検討します。</p>	C
61	<p>エネルギーの安全保障上太陽光発電の重要性はますます上がってきており、防衛政策同様マストな取り組みと考える。本来は国として取り組み課題であると考え、東京都同様先進的な取り組みとして義務化を進めることには賛成であるが、個人の住宅屋根だけでなく非住宅・ビル工場などにも設置を義務付けるべき。</p>	<p>重要施策の考え方p52等に記載のとおり、現在検討している「制度1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業」や、「制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」は、戸建住宅だけでなく、非住宅やビル、工場なども対象とし、太陽光発電設備等の導入を促進する制度です。</p>	D
62	<p>太陽光発電設備設置の普及について、工場等が多く、排出量の多い川崎市が取り組むことの意義はとても大きいと思う。今後は、工場等へ特化した独自の対策がより一層必要かと思う。</p>	<p>大規模な新築建築物への太陽光発電設備等の設置については「制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度」で対応するとともに、市内事業者の脱炭素化の取組を進めるため、「制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」で取組を推進してまいります</p>	D

63	<p>案では、制度1・2の施行が2025年度以降になっているが、気候変動の進行速度の深刻さを鑑みれば、一刻も早く本制度が施行されることが求められる。今後5年以内に世界の気温は産業革命後1.5℃上昇に達してしまう可能性が高いと言われている。準備・周知期間を早め、遅くとも2024年内に開始するべきである。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>CO2削減のためには、創エネの取組に加え、省エネの取組も両輪で進めることが重要であり、令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法により、令和7年度から全ての新築の建築物に対して一層の省エネルギー構造が義務づけられることから、本市制度も同時期に施行できるよう取組を進めてまいります。</p>	D
64	<p>義務化と言っても事実上は努力義務化に過ぎず罰則がないことから条例の実効性に大変不安がある。また、基準に達しない場合、公表されるのは事業者名だと思いが、事業者は努力したけど建築主が拒否することもあると思う。事業者の努力の有無を斟酌した公表の方法が必要ではないか。</p> <p>【同趣旨ほか1件】</p>	<p>本制度において「義務」という表現は、太陽光発電設備の導入の促進を強化するため、大規模建築物の建築主や、ハウスメーカー事業者、建築士に対し、担ってもらう新たな役割を明確化する必要があることから、「義務」という表現を使用しています。</p> <p>本制度を適切に運用するためには、市民・事業者の皆様の御理解と御協力が不可欠と考えておりますので、今後、専門家等の御意見を伺いながら、制度の効果的な推進に向けた運用方法について検討します。</p>	D
65	<p>制度2について、p.56によると設置基準量は「年間供給棟数」×「棟当たり基準量(kW)」×「算定基準率(%)」となり、例として基準量2kW・算定基準率70%が示されている。しかし、p.57の通り補助金を利用した太陽光発電のうち90%以上が2kWなのであれば、より高い棟当たり基準量もしくはより高い算定基準率を設定すべき。新築戸建て住宅の6割という目標に合致しなくなる。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>設置基準量の具体的な数値は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討しますが、事業者により過度な負担とならないよう設定するものであり、事業者によっては設置基準量を上回って設置する可能性があるものと考えています。</p> <p>また、対象外となる建築事業者による設備設置の取組もありますので、それらを合わせて、目標の達成に向けて取り組みます。</p>	D

66	<p>「2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す」については、もっと高い目標が必要と思う。</p> <p>創エネの分野で最も早急に行うことができる新築太陽光の6割では、川崎市の2030年までに2013年度比△50%削減が達成できるか。既存住宅はどう考えているか。太陽光発電ほど費用対効果の高い脱炭素手法はない。もっと高い目標を求める。本事業による効果は、川崎市の2030年度再エネ導入目標における必要追加的措置の約4割相当である。十分ではない。 【同趣旨ほか1件】</p>	<p>重要施策の考え方p62に記載のとおり、制度1および制度2による再生可能エネルギーの追加導入量は2.5万kW程度であり、2030年の目標達成に必要な追加的導入量6.5万kWの4割程度となっています。これに加えて制度3による建築主への説明による効果や制度4による既存建築物も含めて幅広い建築物に対し導入支援を行い、再生可能エネルギーの普及促進を図ってまいります。</p> <p>また、2050年再生可能エネルギー導入ポテンシャル(約93万kW)の達成のため、本事業の進捗管理を適切に行い、社会情勢に合わせた制度の見直し・改善を行ってまいります。</p> <p>また、本市では川崎市地球温暖化対策推進基本計画に特に施策効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として位置付けておりますので、建築物への太陽光発電設備設置の取組だけでなく多様な取組により2030年度の温室効果ガス排出量▲50%削減に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
67	<p>既存の建築物に太陽光発電設備を設置することが重要だと思う。PPAを使った設置等も早期にできるように検討するべき。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>既存建築物への設備の普及を誘導することも重要と考えますので、重要施策の考え方p60等に記載のとおり建築物太陽光発電設備誘導支援制度において、市内中小事業者の育成や、PPA手法等の周知を行い、既存建築物に対しても設備の普及を誘導できるよう、取組を行ってまいります。</p>	B
68	<p>説明が建築士から建築主へとなっているので、賃貸の場合に実際に住む人などにもなにかアクションがあるような仕組みとなるといいと思う。</p>	<p>重要施策の考え方p60に記載する建築物太陽光発電設備誘導支援制度において、賃貸住宅等に住まわれる方にも太陽光発電設備の情報発信を行うなど、市域の再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を行ってまいります。</p>	B
69	<p>太陽光発電は日当たりが悪いと著しく発電量が減少するため、南側隣地に太陽光パネルを陰にするような構造物が作られない規制を設けられないか。太陽光発電はその建物だけの問題ではなく、その周辺を含めて考えなくてはならない。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>建築基準法に加えて川崎市独自基準として都市計画で高度地区を定めており、計画建築物における北側に面する建築物の部分に対し、高さの制限が定められています。これにより、南側に建築物が建築される場合においても、北側の建築物に対する日照は一定程度確保されているものと考えております。</p>	D

70	<p>義務化になれば、環境問題に関心がない人でも自然とエミッションが少ない暮らしを實踐できるし、経済的にもお得になるのではないかと。その際にはぜひ補助も併せてご検討していただきたい。同じ神奈川県民として応援している。川崎で導入されれば近隣の市町村でもきっと議論が加速するので、期待している。</p> <p>【同趣旨ほか6件】</p>	<p>補助制度により、設備の導入促進やレジリエンス強化の加速効果も期待できますので、地球温暖化対策として、より効果の高いものとなるよう、現在の補助制度の見直しを検討します。</p>	C
71	<p>制度2について、年間の総供給面積によらず義務化するべきではないかと。</p>	<p>重要施策の考え方p55に記載のとおり、建築物の供給件数の多い建築事業者は、件数の少ない事業者と比較して、エネルギーの消費量に係る社会的責任が大きいという、トップランナー制度の考え方を踏まえて対象者を「市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者」としております。</p>	D
72	<p>制度2の施行も令和7年度からになっているが、住宅メーカーに対しては、令和6年度から施行にできないのか。令和6年度に建つ住宅に設置義務が何も無いのは残念。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>CO2削減のためには、創エネの取組に加え、省エネの取組も両輪で進めることが重要であり、令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法により、令和7年度から全ての新築の建築物に対して一層の省エネルギー構造が義務づけられることから、本市制度も同時期に施行し、それぞれがより効果的となるよう取組を進めてまいります。</p> <p>また、制度開始に当たっては、市民、事業者の皆様周知期間を設ける必要があると考えております。</p> <p>なお、建築士に建築主へ「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行うことを求める制度3「建築士太陽光発電設備説明制度」を令和6年度4月頃に施行することを目指しています。このように段階的に制度を施行しながら、取組を進めてまいります。</p>	D
73	<p>再生可能エネルギー利用は日々進歩している。技術の進歩に目を配り、より、効果的な施策をその都度行って欲しい。</p> <p>【同趣旨ほか2件】</p>	<p>技術開発動向について情報収集をしながら、より良い制度となるよう取組を進めます。</p>	B
74	<p>設置導入を推進する施策を基本的に支持しますが、年間消費エネルギーの省力と平準化への取組や、支援策として地方税制の活用も検討してほしい</p>	<p>改正建築物省エネ法に基づく省エネの推進等を図りながら、電力の平準化を図る取組を推進してまいります。</p> <p>また、より良い制度となるよう必要に応じて制度の見直し・改善を行ってまいります。</p>	C

75	<p>発電効率規定や安全性規定について、太陽光発電設備設置を義務化するうえで、義務化対象設備に対しては、発電効率規定や安全性規定(JIS基準など)を定めるべきではないか。</p>	<p>安全性に関しては、屋根への太陽光パネルの取り付け強度はJIS規格にもとづき荷重を計算されており、規格に準拠する製品やパネルメーカー認定の施工業者による取り付けをすることで、想定されるリスクは避けることができると考えております。</p>	D
76	<p>「川崎市地球温暖化対策推進条例」の改正で提案されている制度1～4の導入に賛成。 災害時の避難所に対する防災電源化について、避難所として使用される施設での太陽光設備の防災電源化のシステム構成の義務化が必要で、災害時は発電した電力を施設内で使用できるシステム構成の説明の追加をする。</p>	<p>「川崎市地球温暖化対策推進計画」において、市公共施設へは、2040年までに設置可能な施設の全数に太陽光発電設備を導入する計画としており、災害時にも活用できるよう、関係部署と協議しながら検討してまいります。</p>	D
77	<p>区画整理等で住宅メーカー等の一定以上市内で建築する業者の建築物、2,000㎡以上の建築物が移転対象となった場合に機能回復として太陽光発電等の設置を挙げる可能性はあるか。</p>	<p>移転であっても、仮設建築物など除外規定に該当する建築物以外は新築建築物となりますが、基準については、今後、専門家の技術的見地からの意見も踏まえて検討してまいります。</p>	D
78	<p>再エネ普及は電力料金高騰への対策案であり、災害時に自分で発電能力を持っていることは有効であると考え。 一方で、集合住宅や商業施設が並ぶエリアもあるので、日当たりを考慮した上での設置義務が適切ではないか考える。</p>	<p>太陽光発電設備が物理的に設置が困難、または設置がCO2削減に寄与しないことが見込まれる場合における代替措置、除外措置については、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討します。</p>	D
79	<p>気温上昇により地球規模の危機に陥っている。このため、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーへの転換を進めるべき。</p>	<p>重要施策の考え方p45に記載のとおり、市域の再生可能エネルギーの一層促進に向け、建築物太陽光発電設備等総合促進事業をはじめとする再生可能エネルギーの普及促進に資する取組を進めてまいります。</p>	B

10 制度に関する市の説明責任

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
80	制度内容の説明会を広く行ってほしい。 【同趣旨ほか1件】	制度内容の周知は大変重要なことと考えておりますので、引き続き様々な手法により行ってまいります。	B
81	新たな制度構築に当たっては、再エネが必要ということで、太陽光発電導入を促すのではなく、一人一人がエネルギー消費の最小化を図りながら、事業者、行政、市民などの関係者が連携して取り組むことが求められているというような丁寧な説明が必要である。	CO2削減のためには、創エネの取組に加え、省エネの取組も両輪で進めることが重要であり、令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法により、令和7年度から全ての新築の建築物に対して一層の省エネルギー構造が義務づけられることから、本市制度も同時期に施行を予定しますが、制度主旨も含め丁寧な説明を行い、市民・事業者の御協力を頂きながら取組を進めてまいります。	B
82	義務化には賛成だが、個人への義務化であるとの誤解を生む可能性があるため市民に誤解を与えないように丁寧な説明が必要である。今後は、相談窓口を設けるような施策もいいかと思う。なお、この制度や取組みを悪用した悪徳な事業者がいるという話も聞いているので、被害にあわないよう市民に向けた注意喚起をしてもらいたい。 【同趣旨ほか76件】	重要施策の考え方p60に記載のとおり、太陽光発電設備の導入促進に向けては、市民に対して太陽光発電設備の設置・メンテナンス・撤去までの事項に関する相談受付、太陽光発電設備設置の普及に取り組む事業者(梓組み登録事業者)情報の発信、発電設備や、初期費用のかからない設置方法などに関する正確な情報の発信を行い、事業者に対しては、関係法令や施工知識などに関する相談受付、太陽光発電設備設置実績が少ない事業者等への研修・セミナー等の実施等を行ってまいります。 また、本制度に関する虚偽情報を発信するような悪質な事業者について、積極的な注意喚起を行ってまいります。	B
83	SNSなどで太陽光設置に反発する投稿が大量にあり、大半が誤解に基づくもので、だからこそ、川崎市でもQ&Aを用意されたのだと思うが、太陽光に反対されている方々は、市のQ&Aを見ることなく意見を送る方が多いのではないかと。誤解に基づく意見と、そうでない意見とを区別してご判断いただきたい。	太陽光に対する疑問・不安をお持ちの方も多いと認識しておりますので、重要施策の考え方p61に記載のとおり、建築物太陽光発電設備誘導支援制度において、太陽光発電設備に関する正確な情報等をしっかりと伝えていくとともに、p86に記載のとおり、市民・事業者に対して、制度の必要性・有効性等について共感が得られるよう、「太陽光発電Q&A集」をはじめ、要綱・指針・手引き・ガイドライン等の充実化を図るとともに、制度内容をわかりやすく伝えていくよう進めてまいります。	B

11 制度に関する支援策

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
84	再エネ義務化と合わせて、補助制度の充実が必要である。 【同趣旨ほか14件】	重要施策の考え方p60に記載のとおり、補助制度の拡充については、川崎市環境審議会答申では「太陽光発電設備の初期費用分の投資回収は十分可能であると考えられるため」慎重であるべきという趣旨の御意見をいただいておりますが、補助制度により、設備の導入促進やレジリエンス強化の加速効果も期待できますので、条例施行時期を見据えながら、地球温暖化対策として、より効果の高いものとなるよう、制度の見直しを検討してまいります。	C
85	太陽光義務の支援制度は補助だけでなく、金融機関と連携した融資制度も検討してはどうか。 【同趣旨ほか2件】	重要施策の考え方p60に記載のとおり、太陽光発電設備の導入促進に向けては、市民に対して太陽光発電設備の設置・メンテナンス・撤去までの事項に関する相談受付、太陽光発電設備設置の普及に取り組む事業者(枠組み登録事業者)情報の発信、発電設備や、初期費用のかからない設置方法などに関する正確な情報の発信を行い、事業者に対しては、関係法令や施工知識などに関する相談受付、太陽光発電設備設置実績が少ない事業者等への研修・セミナー等の実施等を行いながら、取組を進めてまいります。	D

ウ その他

12 気候変動問題・脱炭素化の認識

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
86	<p>そもそも気候変動の理由が二酸化炭素であるか証明されておらず疑わしい。温暖化は捏造である。 【同趣旨ほか22件】</p>	<p>IPCC報告書では、人為起源の温室効果ガスの発生による気候変動評価について、1990年の第1次報告書では「気温上昇を生じさせる恐れがある。」とし、2001年の第3次報告書では「可能性が66%以上」という表現でしたが、2013年の第5次報告書では「可能性は極めて高い」とされ、2021年の第6次報告書では「疑う余地がない」とされており、知見の蓄積に伴い、リスク評価の表現が段階的に引き上げられ、国際的に合意されています。</p> <p>本市としては、重要施策の考え方p14に記載のとおり、科学的知見に基づき、人為起源の温室効果ガス(とりわけ温室効果ガスの主要物質である二酸化炭素)によって気候変動による悪影響と損害、損失を引き起こしているものとして、地球温暖化対策を推進していきます。</p>	D
87	<p>気候変動対策より優先すべき施策があるのではないか。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>条例改正の考え方p12～15に記載のとおり、気候変動の脅威は益々増大し、世界各国や国内、また市内においても自然災害の激甚化という形で現れており、今後さらに深刻化することが懸念されています。</p> <p>このまま気温上昇が続いた場合、北極・南極の氷解等により地球全体が原状回復困難な状況に陥るとされ、その転換点は、現在420ppm(ピーピーエム)である大気中のCO2濃度が450ppmとなった時点と言われており、現在年間2ppm程度の速度で増加していることを踏まえれば、今後数年間が正念場であると考えておりますので、地球温暖化対策について早急な取組を進めてまいります。</p>	D

13 本市の他の再エネ普及施策、国や他都市等との連携など

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
88	<p>近年の気候変動は二酸化炭素の可能性が高いと学会では発表されているが地球温暖化の問題は二酸化炭素だけでは無くその要因は多岐に及ぶ。よって、ソーラーによる脱炭素だけに囚われず水素エネルギーや核融合技術の加速、既存発電技術の高効率化、海底資源の採掘技術等、多方面に展開するべきである。</p>	<p>本市は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、川崎市臨海部にCO2フリー水素等を輸入・供給し、市内を含む首都圏の脱炭素化に貢献する姿などを将来像として示し、具体的な取組を進めています。このため、条例改正に当たっては、太陽光発電設備等総合促進事業だけでなく、CO2フリー水素等の導入促進に関する規定について検討します。</p>	D

89	川崎市は公共施設に太陽光発電設備を導入するのか。計画等があれば示して欲しい。 【同趣旨ほか5件】	公共施設については、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、2040年には既存建築物も含めて導入可能な全ての建築物に太陽光発電の設置を行うこととしております。なお、設置手法としては、初期費用のかからないPPAモデルにより設置を行っていくことを検討しております。市役所自らが率先して再生可能エネルギー等を導入することで、CO2排出量の削減に貢献するとともに、市民・事業者の取組の模範となるよう取組を進め、市域の脱炭素化の取組の拡大を促します。	B
90	電力の融通の仕組みの導入の検討を提案する。災害時に各家庭、企業、工場に電気がお互い融通されることができたら、すばらしい。また、災害時にもインフラが維持され、また、事故を起こさないため道路の信号機が止まらないよう電気の融通があればと思料する。加えて、災害時には大型の避難場所があればと思料する。無ければ、東京都と連携して、羽田空港との電気の融通の検討をしてはどうか。	御提案については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、エネルギーの安定供給に向けた地域でのエネルギー（電力利用）の最適化やスマートエネルギーシティの実現に向けた取組を進めるために、蓄電池など分散型電源の電力供給や各施設の電気の需要抑制により、あたかも一つの発電所のような機能を提供するVPPの構築に向け、市公共施設でのモデル構築検討及び民間施設等の連携の検討を進めることとしています。	E
91	温暖化で得ることになった熱を電気に変換して、節電に備えることはできないか。	御提案については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、御意見として承りました。	E
92	設置業者（簡易風力や簡易ソーラーパネル設置する事業者）を川崎市内の業者で賄うことで、地域活性にもつながるのではないか。	地域の活性化については、重要施策の考え方p45に記載のとおり、「市内の建築物への太陽光発電設備の設置が促進されれば、新たにこれに伴う設置やメンテナンス等の需要が創出される」と考えておりますので、今後も着実に取組をすすめてまいります。	B

14 太陽光発電設備等総合促進事業に関するその他意見

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
93	制度3建築士太陽光発電説明制度について、建築士が施主に説明できるよう必要な研修、説明資料を充実すべきである。 【同趣旨ほか12件】	重要施策の考え方p59に記載の通り、丁寧な説明を行うための情報や素材などを本市が準備するなど、建築士の事務負担に配慮した制度運用の工夫が必要と考えておりますので、今後も着実に取組を行ってまいります。	B
94	設置義務がない物件でも、建築士に説明会させる義務を課すのか。そうだとしたら、どうせ太陽光パネルを付けないのに説明させるのは無駄ではないか。	重要施策の考え方p58に記載のとおり、本市が行っているスマートハウス補助金を活用して太陽光発電設備等を導入した市民に対するアンケート調査では、設備を導入しようと思ったきっかけについて、「業者からの勧め」によるとの回答が全体の60%以上と最も高い割合を占めています。このことから、建築物の新築・増築といったタイミングで、建築主に対して太陽光発電設備の設置に関する提案説明を行うことは、設備導入のきっかけになると考えております。	D
95	農地における営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の導入を推進してほしい。 【同趣旨ほか4件】	農地に営農型太陽光発電を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を必要とし、農地における営農の適切な継続が確実であるなど、一定の条件を満たすことが必要です。ただし農地のうち生産緑地に太陽光パネルを設置することは、農林漁業を営むために必要な温室等に使用することを主たる目的とする場合は生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものについて、市長の許可を受け設置可能ですが、売電や地域に電力を供給する目的では設置ができないこととされているため、生産緑地に営農型太陽光発電を設置することはできないこととなっています。営農型太陽光発電については、日射量の低下による栽培品目の制約や農業収入への影響などが考えられるため、引き続き情報収集に努め、設置を検討している農業者に対し、適切に情報等を提供してまいります。	E
96	制度3(仮称)建築士太陽光発電設備説明制度の考え方について、施主が説明を不要と意思表示した場合は、省エネ性能の説明義務同様に説明しなくて良いように制度設計してほしい。また建築士ではなく、建築事業者に課すことを検討してほしい。 【同趣旨ほか1件】	重要施策の考え方p58に記載のとおり、制度3「建築士太陽光発電設備説明制度」は国の省エネの制度と本市の制度を連携させて取り組むことが重要と考えておりますので、既存の制度を参考にしながら制度を検討してまいります。また、制度対象者についてもハウスメーカー等が建築士に代わり説明することなども考慮しながら検討を行ってまいります。	D
97	太陽光発電設備の説明義務に賛成するが、これに加え、太陽光発電よりもさらに効率がよい太陽熱設備についても説明義務を加えるべきではないか。 【同趣旨ほか1件】	電気は汎用性があり、災害時の照明やテレビの視聴、スマートフォンの充電などが可能でレジリエンスの強化にもつながることから、太陽光発電を制度の対象としております。なお、本事業の進捗管理を適切に行い、必要に応じて制度の見直し・改善を行います。	D

98	キロワット時(kWh)でも目標を評価するように期待する。	市域の電力量(kWh)については、電力小売事業者等から情報開示されていないため、把握が困難となりますが、そのような視点も参考としながら取組を進めてまいります。	C
99	樹木の支援など緑化についても取組を進めていただきたい。	本市における樹木等の緑化推進につきましては、「川崎市緑の基本計画」に基づき、市民や民間企業等との協働・連携により、緑のある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指して、取組を進めております。また、脱炭素化の実現に向けては、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、多様な取組を行うことが重要と考えておりますので、今後も市民・事業者の皆様とともに、本市の掲げる2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成と、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、取組を進めてまいります。	E
100	市民・事業者が誤った認識を持たないように制度や太陽光発電設備に関する丁寧な説明を行うべきである。 【同趣旨ほか3件】	重要施策の考え方p60に記載のとおり、太陽光発電設備の導入促進に向けては、市民に対して太陽光発電設備に関する正確な情報や設置するメリット等を分かりやすく伝えるとともに、事業者に対しても同様に発信し、事業者が制度の担い手になれるよう、支援を検討してまいります。	B
101	太陽光発電設備の義務化は利権や汚職に繋がるのではないかと。 【同趣旨ほか6件】	本制度実施に当たりましては、公平・公正な制度運用を進めてまいります。	D
102	電気等のインフラについて、安定供給に努めることが持続可能な社会への取り組みとなる。外国資本に支配されるような事態にならないよう管理、監視して頂きたい。 【同趣旨ほか3件】	御提案については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、御意見として承ります。	E
103	メガソーラー事業でよくみかける反社会的勢力の資金源となるような活動の助長するのではないかと。 【同趣旨ほか1件】	重要施策の考え方p50に記載のとおり、本制度は建築物への太陽光発電設備等の導入を促進するものであり、メガソーラーの設置を促進するものではありません。また、本制度を悪用するような悪質な事業者については、積極的な注意喚起を行ってまいります。	D
104	再エネ発電賦課金が日本企業を支える財源であるべきで、外資企業へ支払われることがないよう努めてもらいたい。日本では、地球温暖化対策に貢献する数多くの技術があり、それらを支えるような税の使い方の取り組みを実施して頂きたい。 【同趣旨ほか1件】	本市の入札等においては、川崎市契約条例やWTO政府調達協定等の関係法令等に基づき、適正に執行してまいります。 また、本制度では太陽光発電設備を中心とした再エネ電力の導入を推進しておりますが、技術革新に伴い新たな設備が開発された場合には、導入効果や経済性等を考慮しながら、設備設置の推進について検討してまいります。	E

(2) b 制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
105	新築の太陽光発電一辺倒でなく、事業者向けのCO2削減を目的として代替案があるのがいいと思う。	本市は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量が多くを占めていることから、事業者の脱炭素化の取組が重要であると考えており、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度を構築するとともに、義務対象外である中小規模事業者向けの簡易版制度を創設するなど、取組を進めてまいります。	B
106	大変すばらしい施策であり、日本や自治体をリードする内容と思う。是非実現をお願いする。事業者に対しては「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」を設け市がチェックする取り組みは効果的である。	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度を構築し、本市の掲げる2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成と、2050年の脱炭素社会の実現を目指してまいります。	B
107	(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関して、ようやく今般、市内の大半の二酸化炭素を排出している、産業系へのさらなる対策強化を実施することは、削減目標達成のため当然とはいえ一歩前進である。		B
108	制度5について、企業に対しても脱炭素化の対応を求めるのは非常に重要である。多くの企業が活躍しているが、それによるダメージも多い。当該制度を歓迎する。		B
109	条例としては、家庭部門だけでなく産業部門にもフォーカスをしている点を評価している。		B
110	川崎市は京浜工業地帯を有する産業都市だと思うので、事業者の脱炭素の取組みを評価し、公表する施策にも賛成する。公表された取組み内容が世間一般に評価され、その事業者の経営に好循環をもたらすような施策となることを期待する。 カーボンニュートラルを達成するには、産業と各家庭が一致して取り組むことが川崎市では必要と思う。川崎市が他都市の先駆けとなることを期待して応援している。		B

111	事業系排出量の割合が多い川崎市の行政の役割として、事業者には温暖化対策の重要性を十分に理解して対策を進められるようにしてほしい。事業者の脱炭素化に向けた計画、取り組みの強化は市民の大きな要望でもある。		B
112	温室効果ガス排出量を46%削減するためには、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書の構築に賛成である。評価制度、公表制度、支援制度などきめ細かい策を講じてすすめていただきたいと思う。		B
113	各企業はこれまでも公害対策に長年取り組まれてきたと思う。しかし地球温暖化の脅威に対し、世界中で対策を進めていく必要があるという情勢が強まっている中、公害だけでなく、脱炭素化に対する企業の責任も、益々重要になってくると考える。		B
114	制度5について、形骸化しないよう目標達成に向けて、市役所含めてしっかりハンドリングしてほしい。		B
115	既存の事業所にも脱炭素を進める制度が義務化されるようで、現場レベルで変化が見込めるためぜひ進めて欲しい。	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度については、重要施策の考え方P.82に記載のとおり、現行制度と同規模の事業者を義務対象事業者と考えておきまして、本制度を構築するとともに中小規模事業者向けの簡易版制度を創設し、市民・事業者の皆様とともに、本市の掲げる2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成と、2050年の脱炭素社会の実現を目指してまいります。	B
116	川崎市は工場夜景で有名な京浜工業地帯もあり、その地域がより脱炭素かされるのは、同じように工場地帯を有する都市の市民としてはとても心強い。	政令市の中でも温室効果ガス排出量の多い本市が脱炭素化に取り組む意義は大きく、また、市内事業者の皆様とともに脱炭素化の取組を進めていくことが重要と考えております。	B
117	事業特性により市内にある事業所において温室効果ガス排出量が削減出来ない場合には、グループ全体での温室効果ガス排出量削減率や排出量削減に向けた取組状況を踏まえ評価頂く等、特定事業者の不利益とならないように制度設計してほしい。	重要施策の考え方P.71に記載のとおり、評価項目については、排出量削減だけでなく、複数の項目を設定することで、様々な視点から評価できる仕組みを検討しており、評価軸②については、主にグループ全体の取組を評価することを検討しています。	B

<p>118</p>	<p>産業部門は、業界団体ごとに低炭素社会実行計画を定め経済産業省に報告しており、業界内で国内事業所全体の今後の設備投資、生産プロセス、技術開発等の仮定を置き、最適なCO2削減方法を考慮することにより、目標を達成することをコミットしている。</p> <p>当社では「当社 カーボンニュートラル戦略説明会」を開催し、①2030年までをトランジション期と考え、設備投資により低炭素技術の適用を拡大し、2030年CO₂削減目標▽30%以上の達成に向けたCO₂削減計画を確実に実行すること、②2050年までをイノベーション期と定義し、超革新技術の確立・実装により、カーボンニュートラルの達成を目指す、と表明している。川崎市が2022年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の目標達成に貢献できるよう努力していきたいと考えている。</p> <p>今般の「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方(案)」では、制度5として「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」が表明された。当社としては、過去のパブリックコメントにおいても記述したとおり、業界団体や当社グループの策定するCO2削減目標は、国内の事業所ごとに個別計画を設定しそれを積上げたものではなく、業界および当社グループ全体を一体と見て定めている。計画の実行に当たっては各事業所が均等に削減するのではなく、各事業所の設備特性や削減ポテンシャルを考慮したうえで、全体の削減目標を達成すべく各社が相応の努力をしていくことになる。従って、CO2削減目標を事業所ごとに設定されてもコミットできないことを理解いただくとともに、事業所単位ではなく企業グループ全体の取組みを正しく評価していただく仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>重要施策の考え方P.70に記載のとおり、評価については、温暖化対策推進基本計画の目標値等に対する達成水準を評価することを検討しています。また、P.71に記載のとおり、評価項目については、排出量削減だけでなく、複数の項目を設定することで、様々な視点から評価できる仕組みを検討しており、評価軸②については、主にグループ全体の取組を評価することを検討しています。</p>	<p>B</p>
------------	--	---	----------

119	<p>排出量削減率について、効率の良い設備を導入している発電事業者にとっては既に改善の余地が少なく、結果として評価が低くなることが予想される。削減率の大小だけの評価では、常時の排出量軽減(例: 効率の良い設備の導入)が評価されないシステムとなり、合理性に欠けると考える。</p> <p>また、発電事業者の場合は発電効率を付加して評価して欲しい。省エネ法の報告では発電効率が加味されたうえで高く評価されている(弊社はSクラス)ことをふまえ、業種ごとの特性に応じた評価項目・基準設定を検討頂きたい。</p> <p>さらに、排出ガス削減に大きく影響する発電計画は出資会社が作成しているため、弊社独自に排出ガス削減計画を作ることが困難であり、削減率だけを指標とされるのは、厳しい内容と考える。</p>	<p>重要施策の考え方P.71に記載のとおり、評価項目については、排出量削減について過去からの削減率も評価項目とするとともに、排出量削減だけでなく、複数の項目を設定することで、様々な視点から評価できる仕組みの検討を進めています。</p> <p>また、評価については、温暖化対策推進基本計画の目標値等に対する達成水準を評価することの検討を進めています。目標達成が困難な事情等があり、正当な理由がある場合については、評価結果の公表に対する弁明の機会を設けることや、様式中にも困難である理由を記載できる項目を設ける等の検討を進めています。</p> <p>なお、具体的な評価項目や評価基準については、今後、制度設計をしていく中で、検討していくこととしています。</p>	D
120	<p>(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関して、新たな計画書・報告書制度に関するQ&Aの中に、「生産額あたりの消費エネルギー」等の評価基準に関する解説があるが、エネルギー消費原単位の良し悪しをもって二酸化炭素排出量削減の免罪符にはならない。</p>	<p>重要施策の考え方P.70に記載のとおり、市内には、様々な業種の事業者が立地しており、事業種別によって、脱炭素化のプロセス・タイムスケジュール等が異なっています。こうしたことを踏まえ、様々な視点から事業者の取組を評価できる仕組みとすることが重要と考えています。なお、評価項目として、省エネの取組とともに、排出量削減についても必須項目と考えています。</p>	B
121	<p>再エネ導入、自動車の取組について、当社は「高効率な天然ガス火力による発電」に専念する位置づけとなっており、再エネ導入、自動車の取組を弊社独自に実施することは困難であるため、結果として評価が低くなることが予測されるため、厳しい内容と考える。</p>	<p>重要施策の考え方P.71に記載のとおり、評価項目については、排出量削減だけでなく、複数の項目を設定することで、様々な視点から評価できる仕組みの検討を進めています。また、評価については、温暖化対策推進基本計画の目標値等に対する達成水準を評価することとして検討を進めています。P.78のとおり、目標達成が困難な事情等があり、正当な理由がある場合については、評価結果の公表に対する弁明の機会を設けることや、様式中にも困難である理由を記載できる項目を設ける等を検討していくこととしています。</p>	D

122	<p>本資料72頁 7新制度の【評価基準】の考え方の5自動車のところだが、効率化により「乗用車台数削減」というのを評価項目に加えたら良いと思う。</p>	<p>重要施策の考え方P.72に記載のとおり、乗用車の所有台数については、該当事業者の中でもばらつきがあること、また、実台数の削減については、実際の排出量削減に繋がり、排出量削減の項目において把握出来るため、実台数の削減ではなく、EV/FCVの導入割合を具体的な評価項目として検討していくこととしています。</p>	D
123	<p>本資料72頁 7新制度の【評価基準】の考え方の5自動車のところだが、「事業所の電気自動車を休日にカーシェアリング」を検討する動きが溝の口地区である。このような活動を評価項目に加えたり、市として促進支援する制度を作ったら良いと思う。</p>	<p>現行様式の中でも、他の者の温室効果ガス排出抑制等に寄与する取組を記載できるような項目があり、今後、作成する様式においても、引き続き記載項目とすることを検討していることから、対応できるものと考えています。</p>	B
124	<p>「原則、計画書提出時及び計画期間最終年度の報告書提出時に評価」と説明資料に記載があるが、計画書においては評価軸②の「中長期目標・イノベーション等」のみ評価されるという理解でよいか。</p>	<p>重要施策の考え方P.71に記載のとおり、計画書提出時の評価項目については、評価軸②の中長期目標・イノベーション等だけでなく評価軸①の温室効果ガス排出量削減等の項目についても、評価を実施することとして検討を進めています。具体的な内容については、今後、制度設計をしていく中で検討していくこととしています。</p>	D
125	<p>現在、複数企業を始め、大規模水素製造装置や水素専焼発電が連続運転稼働中である。非常に純度の高い産業利用価値も高いものである。川崎市のカーボンニュートラルへの対応には水素を主軸に先を見越した市政を取り入れないと周回遅れになる。太陽光利権に振り回されずに、先進ものづくりカワサキの伝統を潰さぬように真剣に考えていただきたい。</p>	<p>重要施策の考え方P.73に記載のとおり、評価軸②において、中長期目標・イノベーション等の評価項目を設定することを検討しており、事業者のイノベーションの取組の評価・支援を通して、脱炭素化を推進していきたいと考えています。</p>	B
126	<p>(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について、グループ全体でのSBT等イニシアチブへの加盟への加点だが、日本独自の活動である再エネ100宣言 RE Actionへの参加も評価してほしい。 川崎市もアンバサダーとなっており、毎年個社の実績を公開するなど、実質的に再エネ調達を促す効果がある。</p>	<p>重要施策の考え方P.73に記載のとおり、評価軸②の評価項目「中長期目標・イノベーション等」において、SBTの記載有だけでなく、その他の記載内容についても、加点の対象となることも検討しています。</p>	B

127	高評価者への支援拡大について、高評価者へは、他補助金制度の補助額アップなどのインセンティブを与えるべきではないか。	大規模事業者向けの支援策としては、重要施策の考え方P.80に記載のとおり、庁内関係部署との連携事業を考えています。また、中小規模事業者向けの支援策として、P.81に記載のとおり、経済型支援等も考えており、引き続き、検討・調整してまいります。	B
128	(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関して、「自主的取り組み」は市民に対しては有効であるが、企業に対しては効果に限界があるのではないか。基本は公害規制であり二酸化炭素の総量規制を図ることである。市は個々の事業者の目標達成率の公表だけでなく、全事業者の年度毎の達成率についてもまとめて公表すべきである。	重要施策の考え方P.66に記載のとおり、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度は、対象事業者に温室効果ガス排出量や省エネ・再エネの取組に対して、3年間の計画書と毎年の取組結果報告書の提出を義務付け、市が取組内容を評価する制度です。P.64に記載のとおり、市内事業者が脱炭素化に取り組むことは、本市の産業競争力の維持・強化の面でも重要です。 公表については、P.77に記載のとおり、現行の計画書・報告書制度と同様に排出量データなどの公表内容に加えて、項目別評価や事業者別評価をわかりやすく一覧表等で取りまとめて公表することを検討していくこととしています。	D
129	評価結果の公表について、低い評価を公表されるのは企業イメージの低下に繋がるので、適切に評価したうえで公表してほしい。 また、現状の改正案にある評価方法だけでは適切な評価とは言いがたいので、A評価の事業者だけの公表してほしい。	重要施策の考え方P.72に記載のとおり、評価については、温暖化対策推進基本計画の目標値等に対する達成水準を評価することとして検討を進めています。 また、P.69のとおり、評価にあたっては評価基準・評価方法等を設定・公表し、専門的知見を有する有識者等による評価結果の確認を行うこととして検討を進めています。目標達成が困難な事情等があり、正当な理由がある場合については、評価結果の公表に対する弁明の機会を設けることや、様式中にも困難である理由を記載できる項目を設ける等として検討を進めています。なお、公表のあり方についても、引き続き検討していくこととしています。	D
130	評価結果の公表については、省エネ法の事業者クラス分け評価制度と同様に、高評価(A水準)のみの事業者とし、その他の評価(B・C水準)の場合には事業者への通知のみとする等、特定事業者の不利益とならないように制度設計してほしい。		D
131	概要版18頁の取組計画書・報告書制度の考え方について「中小規模事業者向けの簡易版制度」創設とあるが、中小規模事業者の規模感を教えてほしい。	重要施策の考え方P.82に記載のとおり、現行制度と同規模の事業者を義務対象事業者と考えており、規模未達の事業者が中小規模事業者の該当することを検討しています。	D

132	<p>事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について、中小規模企業への対策を充実させてほしい。中小規模企業は、まだまだ脱炭素経営の視点は弱いと思う。一部事業者の先進的な取組みは素晴らしいものがあるが、非常に限られた状態である。</p> <p>2030年に「脱炭素経営で選ばれる企業」が多数輩出するために、事業者を誘導する施策が重要であることから、中小規模実事業者への実効性のある制度、支援対策、誘導施策の構築を希望する。</p>	<p>重要施策の考え方P.79に記載のとおり、中小規模事業者が持続可能な経済活動を進めていけるよう、事業者の取組を脱炭素化へと誘導していく必要があると考えています。誘導・支援策については、重要施策の考え方P.81に記載のとおり、簡易版制度が広く活用されるような制度となるよう検討するとともに、より取組が強化されるような支援について、引き続き、検討・調整してまいります。</p>	B
133	<p>制度5の計画書・報告書制度について伴走型支援について詳しく聞きたい</p>	<p>重要施策の考え方P.81に記載のとおり、中小規模事業者向け簡易版制度の活用者への支援策の一つとして伴走型支援を考えており、排出量算定に向けた支援等を想定しています。</p>	D
134	<p>改正条例の施行前に、新たに対象となる中小規模事業者向け説明会は実施するのか。</p>	<p>中小規模事業者向けの簡易版制度については、制度設計をしていく中で、説明会の実施や関係団体等を通じた周知など、広く事業者に活用されるよう普及・広報を実施してまいります。</p>	B
135	<p>中小事業者にとっては、簡易版とはいえ「計画書・報告書制度」は初めて取り組む制度であり、慣れていない担当者が取り組むことになる。このため、分かりやすい取り組みマニュアルや取組事例集を用意し、事前に十分な事前説明会を開催してほしい。</p>	<p>重要施策の考え方P.81に記載のとおり、簡易版制度が広く事業者の活用されることが重要と考えておりますので、活用されやすい制度設計を進めるとともに、説明会の実施や関係団体等を通じた広報等を実施してまいります。</p>	B
136	<p>中小事業者にとっては、簡易版とはいえ「計画書・報告書制度」は初めて取り組む制度であり、慣れていない担当者が取り組むことになる。サポート体制としては、中小企業支援窓口と連携して、補助金や融資についても合わせてワンストップで相談できる体制をとっていただきたい。</p>	<p>重要施策の考え方P.81に記載のとおり、中小規模事業者の支援については、伴走型支援を行うことを考えており、既存の窓口や関連機関等との連携について、引き続き検討・調整してまいります。</p>	B

137	<p>中小事業者が省エネ診断などの結果として設備導入をする場合、補助金申請から認可されるまで多くの工程をクリアしなければならない。たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積仕様の決定:設備設計業者 ・相見積の入手:2社以上の施工業者 ・補助金申請書の作成、提出 ・設備更新の効果の把握 <p>などが予想される。</p> <p>上記内容は、多くの場合、日常業務を優先せざるを得ない中小事業者に期待することは現実的ではない。政策を具現化するにあたって、中小事業者がワンストップで支援・相談できる支援組織(窓口)の充実が不可欠である。</p>		B
138	<p>中小事業者にとっては、簡易版とはいえ「計画書・報告書制度」は初めて取り組む制度であり、慣れていない担当者が取り組むことになる。参加事業者のインセンティブに繋がるよう、単に結果を公表するだけでなく、優れた取り組みをして成果を挙げた事業者を表彰し、先進的な取組の事例集を作り公表することにより、参加する中小事業者の取組を活性化させる施策の実施をお願いする。</p>	<p>重要施策の考え方P.81に記載のとおり、中小規模事業者向けの簡易版制度については、まず広く事業者に活用されることが重要と考えており、当該制度を活用したこと自体を一定評価することを検討しています。より取組が強化されるようなインセンティブ等として、取組事例を発表・PRするような広報型支援などを検討してまいります。</p>	B
139	<p>概要版18頁の取組計画書・報告書制度について「評価結果に応じた誘導支援」、19頁に「中小規模事業者へのインセンティブが働く誘導支援制度を検討」とあるが、頑張っって成果をあげていて他の模範となる事業者を「表彰する制度」などは考えているか。</p>		B
140	<p>毎年の報告書提出について、事業所が複数にあるため、国、県、その他の市も含めて4カ所以上に異なる様式の報告書を提出している。報告書の作成から提出まで、また提出後のやり取りを含めて多大な労力とコストが掛かっている。向かっている目標は同じだと思うので報告書提出について集約してほしい。</p>	<p>重要施策の考え方P.64に記載のとおり、本市は、政令市の中でも温室効果ガスを大量に排出しており、また、現行の計画書・報告書制度の対象事業者により市域の排出量全体の約80%に相当する量を捕捉していることから、本市が市域における事業者の皆様の排出量や取組を把握し、市内の事業活動を脱炭素化へと転換していくことは大変重要であると考えています。ただし、重要施策の考え方P.82に記載のとおり、事業者の皆様様の作業負担軽減を測れるような取組を推進してまいります。</p>	D

141	報告においては、事業者は同様なデータ等を国にも報告しているため、事業者の手間とならないように、国への報告データ等を直接川崎市にて入手・活用する等、効率化を図ってほしい。		D
142	事業活動の脱炭素が、競争力、重要な成長戦略と強調している点が気になる。国の方針や川崎の特性からそう強調したいのだと思うが、脱炭素は個人と社会の持続性のために行うのであり、企業の成長のためにやるわけではない。有限な地球の中で成長し続けることは無理な時代に、いまだに「成長」という言葉に固執することはおかしいことである。	重要施策の考え方P.17に記載のとおり、気候変動への対応は、国のエネルギー基本計画においても「成長の機会と捉える時代に突入し、各国の産業競争力を左右する重要な要素となっている」とされており、脱炭素技術を利用した競争力強化により、企業の成長に繋がるものと考えています。市内の事業活動を脱炭素化へと転換していくことは、本市が持続可能で安心して暮らせる都市となるものと考えています。	D
143	脱炭素には産業構造の転換も求められ、それは当然川崎にある企業にも求められることである。制度5もいいと思うが、それでも脱炭素出来ない企業に対しては、事業転換を求めることも考えていいのではないかと思う。	重要施策の考え方P.80に記載のとおり、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度は、事業者の2050年カーボンニュートラルに向けたイノベーション創出の取組支援を行い、事業活動の脱炭素化を推進するものです。	D
144	(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関して、「産業競争力の強化」が、企業に対する削減を促す動機づけの一つとされているが、二酸化炭素排出により温暖化を加速させて、異常気象による人災害や熱中症等健康被害などを発生させたりしていることに対し、企業の加害責任・社会的責任を自覚させることが何よりも重要である。	重要施策の考え方P.46に記載のとおり、本市は政令市最大の温室効果ガス排出都市であり、本市が脱炭素化に取り組む社会的責任は大きいものと考えています。また、P.64に記載のとおり、現行の事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度における対象事業者の排出量は、市域の排出量全体の約80%に相当する量となり、市内事業者とともに脱炭素化の取組を進めていくことが重要です。こうしたことから、現行制度を見直し、2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に一層効果的な事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度を構築するものです。	D
145	(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関して、削減目標を達成できなかったら、罰則を設け適用すべきである。企業名の「公開」では生ぬるい。東京都のように、大規模事業者への総量削減義務を課すことが必要である。	重要施策の考え方P.70に記載のとおり、市内で使用されるエネルギーの多くが熱エネルギーであり、この熱エネルギーの非化石燃料化等はイノベーションの取組が必要となり、実用化には時間を要するなど、脱炭素化へのプロセス・タイムスケジュールは事業種別によって異なることから、事業者の取組を評価・支援する制度の構築を進めているものです。	D

146	<p>(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関して、市内最大の排出源の一つである事業者の生産設備停止により、市全体として大幅な二酸化炭素排出量削減が見込まれるが、このことにより市の温暖化対策の停滞があってはならない。</p>	<p>重要施策の考え方P.74に記載のとおり、温室効果ガス排出量の評価基準には、市内の温室効果ガス排出上位事業者における削減影響を除いたものを使用することを検討しており、脱炭素社会に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
147	<p>川崎市が製造品出荷額が政令市最大であること、人口が多いことを以て政令市最大のCO2排出都市と位置付けているが、本来誇るべきポジティブな事項を自虐的に最大排出都市と位置づけて率先して取り組まねばならないと謳うのは、一市民として受け入れがたい。</p>	<p>本市は、重要施策の考え方P.26に記載のとおり、製造品出荷額等が政令市1位となっており、我が国経済を牽引する産業都市という特徴を有しています。その一方で、P.25のとおり政令市で最も多くの温室効果ガスを排出しており、本市において事業活動が活発に行われるためには、率先して削減に取り組んでいく必要があると考えています。</p>	D

(3) c 地球温暖化対策全般

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
148	<p>第1章の「地球温暖化対策強化の必要性の背景」からして大きな誤謬がある。世界的に地球温暖化に対する危機感が煽られているが、多くの学者が「地球温暖化はしていない」という説を出している。それは過去の統計を見れば明らかで、台風の数や規模、豪雨の状況などについても過去の統計を見るに大きな変動はない。温暖化で北極の氷が溶けるなどという風説もあったが、シロクマの生息数などは増えているようである。</p> <p>CO2の濃度は以前に比べ増えているようだが、温暖化はしていない。環境に対する影響もない。目的自体が間違っている以上、このような政策を容認することはできない。ぜひ一度原点に立ち返り、このような間違った政策は進めないでいただきたい。</p>	<p>IPCC報告書では、人為起源の気候変動評価について、1990年の第1次報告書では「気温上昇を生じさせる恐れがある。」とし、2001年の第3次報告書では「可能性が66%以上」という表現でしたが、2013年の第5次報告書では「可能性は極めて高い」とされ、2021年の第6次報告書では「疑う余地がない」とされており、知見の蓄積に伴い、リスク評価の表現が段階的に引き上げられ、国際的に合意されており、科学的知見に基づき、人為起源によって気候変動による悪影響と損害、損失を引き起こしているものとして、地球温暖化対策を推進していきます。</p>	D
149	<p>脱炭素について、工業地帯を有する川崎市が何を言っているのか。近々大手の石油会社が移転するという話を聞いているが、わざわざ収入を減らすような政策をとるべきではない。</p>	<p>重要施策の考え方p17に記載のとおり、脱炭素化を取り巻く大きな社会状況の変化が起こっており、脱炭素化の取組推進は、産業競争、国際競争力にも大きく関係し、重要な成長戦略であると考えております。</p>	D
150	<p>大変詳細な調査と解析に基づき重要施策をまとめられたことに敬意を表す。但し、あまりにも膨大な資料であるがために、読み解くのが一苦勞です。5ページほどの概要版を目次的に作成し、詳細は何ページを参照として頂くとありがたい。</p>	<p>資料の概要・ポイントにつきましては、重要施策の考え方p6～10のとおりまとめたとこです。引き続き、皆様に分かりやすく伝わるような資料作りに努めてまいります。</p>	B

151	<p>達成が難しい目標をあえて設定していることには市の意気込みを感じるが、目標達成が出来ているかを報告義務や公表をすることで、実施者のやり方や考えを尊重しているかと思う。達成は難しいことだが、是非やらねばならない目標。その意味で未達成の場合の罰則規定を設けてもやるぞとの川崎市の執念が必要と思う。我々市民の声でもある。</p>	<p>重要施策の考え方p57に記載のとおり、行政指導を通じた助言・指導をしっかりと進めていくことで、義務の適正な履行に努めてまいります。</p>	D
152	<p>石炭やガスなどの火力発電のことは一切触れられていない。COP27で相変わらず日本は化石賞をもらった。CO2発生の元凶である火力発電をもっと前面に捉えて、川崎市はどうするのか。逃げているように感じる。CO2をアンモニアにする、水素に置き換えるなどは世界の潮流からは外れている。日本の技術力を示すとの考えであろうが、そんな悠長なことに期待してはだめだと思う。世界を説得し理解してもらおう努力ができていないことに頼るのは、これも逃げている証拠ではないか。</p>	<p>令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、本市は2050年の脱炭素社会の実現を目指すと共に、同計画p61に記載のとおり、本市は再生可能エネルギーの最大限活用を前提としたうえで、再生可能エネルギーによって作られたクリーンな水素等の海外からの調達など、CO2フリーエネルギーの供給拠点を目指し、川崎を含む首都圏の脱炭素化に貢献していくことを目指してまいります。</p>	E
153	<p>地球温暖化は脱炭素で解決できるという考えはもはや破綻している。百歩譲って、それが原因だと考えても日本は全世界の炭酸ガス発生量の3～5パーセントにすぎない。無駄な政策に大切な税金を使うことは許されない。公共機関(川崎市)が旗振りしてはならない。</p>	<p>重要施策の考え方p14に記載のとおり、IPCC第6次報告書では、気候変動が人為起源によって引き起こされたことについて疑う余地がないものとされています。また、2050年の脱炭素社会の実現は世界共通の目標であり、すべての国、人々が取り組まなくてはならないものであって、令和3年6月の地球温暖化対策推進法の改正によって法定化されていますので、本市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて必要な取り組みを進めてまいります。</p>	D

154	<p>2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を2013年度比▲50%削減目標について60%まで上げていただきたい。そもそも日本は世界第5の排出国として、また過去からの排出累積に対する責任がある立場からしても、本来60%削減が必要だと言われている。本市は製造品出荷額等が政令市最大(R1)であり、日本の産業を牽引する一方、政令市最大のCO2等排出都市である川崎市が国の目標をけん引されることを期待する。 【同趣旨ほか2件】</p>	<p>重要施策の考え方p35に記載のとおり、本市は令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、市域の2030年度の温室効果ガス削減目標等を位置づけたものですが、これは、2050年の脱炭素社会の実現に向けてバックキャストによるアプローチで設定しており、国の動向や本市の地域特性を踏まえ必要かつ十分な数値として位置づけたものですので、本市としましては、同計画に位置づけた目標の達成に向け、取組を進めてまいります。</p>	D
155	<p>目標値のさらなる強化が必要である。案では2013年比で2030年までに46%削減としていますが、国際的な科学者グループClimate Action Trackerの分析によれば日本がパリ協定1.5℃目標に整合した目標を掲げる場合、62%の削減が必要とされています。46%では、先進国である日本の責任と能力に照らして十分ではない。川崎市でも国の目標水準にあわせた46%削減ではなく、科学的知見に照らし、少なくとも62%削減とすべき。 【同趣旨ほか1件】</p>		D
156	<p>2030年度目標を2013年度比で62%に設定していただきたい。国際的な科学者グループクライメイトアクショントラッカーは、1.5℃に抑えるために日本は62%の削減が必要と示している。</p>		D
157	<p>画期的な政策について賛成する。2030年度目標に関しては、2013年度比50%削減とのことだが、国際基準からすると、これをさらに上回る削減を目指すとした方がより先進性が増すと考えられる。また、様々な産業や住宅が集中している川崎市においては、エネルギーのシェアやカスケード利用によるエネルギー効率化も、さらに高い可能性があると考えられるので、その点も強調していただきたい。</p>	<p>重要施策の考え方p35に記載のとおり、本市は令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、市域の2030年度の温室効果ガス削減目標等を位置づけたものですが、これは、2050年の脱炭素社会の実現に向けてバックキャストによるアプローチで設定しており、国の動向や本市の地域特性を踏まえ必要かつ十分な数値として位置づけたものですので、本市としましては、同計画に位置づけた目標の達成に向け、取組を進めてまいります。また、エネルギー効率化の取組につきましても、基本計画に基づき取組を推進してまいります。</p>	D

158	<p>気候変動の深刻化によって、危機的状況が今後ますます増えて行く、また既に進行していることを受けて、まずは矛盾のない気候変動対策を市を上げて率先して取り組んでほしい。その上で、社会的弱者への配慮を最大限行うとともに、教育の拡充を進めてほしい。</p>	<p>気候変動は喫緊の課題となりますので、重要施策の考え方p39に記載の5大プロジェクトを中心に、総力をあげて取組を進めてまいります。また、取組の推進に当たっては、気候変動適応し安全で健康に暮らせるまちづくりに取り組むとともに、市民・事業者への環境教育の取組についてもしっかりと進めてまいります。</p>	B
159	<p>日頃環境に係るNPO活動を行っており、一市民として市報に書かれている程度のことは知っているが、市がどのような温暖化対策を行っているか詳細は知らなかった。今回の資料を拝見し、市の取組についてある程度わかったが、このことは、対策の重要性や緊急性を市民に理解してもらうための広報や学習・教育が不足していることに他ならない。内容もかなり専門的で、普通の市民が読み理解するのはなかなか大変である。パブリックコメントの限界を認識し、日常的に市民団体なども活用して、もう少し丁寧な説明も必要かと思う。</p>	<p>制度の周知・理解は重要と考えておりますので、重要施策の考え方p86に記載のとおり、市民・事業者など多様な主体と連携して、制度内容をわかりやすく伝えていくよう、御意見も参考にしながら進めてまいります。</p>	C
160	<p>条例改正自体は問題ないと思うが、これを市民や中小企業にどう周知し、必要性を認識してもらい、実際に動かしていくのかがよくわからない。</p>		C
161	<p>気温上昇、海面水位上昇で氷河流出、永久凍土の溶解、物理、生物システムの崩壊、感染症の流出、大雨山火事等気候変化、絶滅危惧種の増加等、地球規模の危機に陥っている。国連枠組み条約で大気中温室効果ガスの削減、温度の安定、経済開発の転換が求められているものの、日本の進み方が随分遅い。政治の力で早く食い止める必要がある。このままでは、小さな生命の危機から人間の生命の危機、そして地球の危機に至らないとは限らない。このため、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーへの転換。太陽光、風力、水力などの取組を進めるべき。</p>	<p>重要施策の考え方p45に記載のとおり、市域の再生可能エネルギーの一層促進に向け、建築物太陽光発電設備等総合促進事業をはじめとする再生可能エネルギーの普及促進に資する取組を進めてまいります。</p>	B

162	地球温暖化対策として、海水に吸収される二酸化炭素削減のために植樹活動を進めるべき。	本市は隣接する海域が少なく、海水吸収の取組であるブルーカーボンによる温室効果ガス削減効果は限定的と考えておりますが、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、温室効果ガス削減に資する取組を総合的に進めてまいります。 また、同計画や緑の基本計画に基づき、植樹等の緑化の取組を推進してまいります。	E
163	地球温暖化対策として、科学技術開発(カーボンフットプリントを小さくする方法、炭素プラ等の有害物質の有効利用、建物を冷暖房以外で冷やしたり、温めたりする工夫、技術開発)を進めるべき。	重要施策の考え方p71に記載のとおり、企業のイノベーションに資する取組を評価し、脱炭素化に資する技術開発等も推進してまいります。	D
164	地球温暖化対策として、公共交通機関の利用促進を進めるべき。	御意見の取組については、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画の施策において、「ライフスタイルの変革に向けた行動変容の推進(計画p88)」や「中小企業支援の取組推進(計画p90)」、「交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進(計画p104)」などに位置付けたところであり、同計画に基づき、しっかりと取組を進めてまいります。	E
165	地球温暖化対策として、企業、個人の努力の推進。企業、学校等への支援を行うべき。		E
166	地球温暖化対策として、学校、企業、地域でのエネルギー節約の仕方についての勉強会や指導を進めるべき。		E
167	温室効果ガスの排出量の目的で安全を犠牲にしてはいけない。自動車にしてもオートマをマニュアル車にしても、マニュアル車はそもそも同じ排気量でも低燃費であるが、推進していないことに問題がある。	令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、交通の脱炭素化に向けた次世代自動車の普及促進の取組などを推進してまいります。	E

168	<p>安全性が確保できていない状況で、電気自動車・電気バスを推進すべきではない。安全性を国内で確認し、使用するべきである。電車やバスは多くの人を一度に目的地へ移動でき、自動車などに乗れないお年寄りの足をしても利用者が多く、生活に密着している。地震などにより、停電や通信が停止する緊急時でも電車、バス、緊急車両は、軽油の車両を一定数維持して、運行を可能にしておくべき。</p>	<p>次世代自動車の普及促進につきましては、安全性にも十分配慮しながら普及促進を進めてまいります。また、EV自動車に搭載されている蓄電池は、非常時における電源確保などレジリエンス強化にも資するものと考えております。</p>	E
169	<p>不要な工事、電力使用を減らし、温室効果ガスの排出量を減らすことに努めるべき。街路樹の温室効果ガス排出削減を検討すべき。事故に繋がる街路樹など不要な木は排除すべき。剪定枝等、バイオ燃料等への転用を検討すべき。国道、県道、市道など道路工事の一括管理を行い、中長期工事計画を策定し温室効果ガスの排出の量を減らすべき。カラフルな路面について、青や、赤に彩るために温室効果ガスの排出量が増えている。必要ない工事は増やすべきではない。工事などを法案化して温室効果ガスの排出量が増加している各省庁に、温室効果ガスの排出量低減に対する問題に対して提言することを法案化するべき。</p>	<p>令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、交通環境の脱炭素化や緑化推進の取組等についても総合的に進めてまいります。また、同計画p120に記載のとおり、脱炭素社会の実現に向け、国への働きかけや連携も図りながら取組を推進してまいります。</p> <p>また、道路工事については、定期的に市と占有企業者からなる道路占有調整協議会を開催し、回復した道路の掘り返し防止を図るなど、効率的・効果的に工事を進めております。</p>	E
170	<p>川崎市の公共施設、民間のビル、マンション、駅の蛍光灯を国産のLEDに変え、電気使用量を減少させることによる温室効果ガスの排出の量を減らすべきである。</p>	<p>令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、公共施設のLED化の取組を進めるとともに、市域の省エネの推進についても進めてまいります。</p>	E

171	地球温暖化対策の推進のために自然を破壊することはやめるべきである。今まで破壊してきた森や林や川を再生し、そこに住む動植物と共存することが温室効果ガスの排出の量を減らす原点である。川崎市地球温暖化対策に森を増やす条項を増やすべきである。	重要施策の考え方p45のとおり、このたびお示した制度は、メガソーラー設置による森林破壊のような環境破壊を伴わない制度であり、都市部における再生可能エネルギー普及の一つの姿として積極的に取り組んでまいります。また、緑化保全の取組等については、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画や、緑の基本計画に基づき、取組を推進してまいります。	E
172	温室効果ガスの排出の量を減らせた分を、税収の元になる開発に回すべきである。地球温暖化対策に対して、使われるお金は、国民から集められた税金であり、税収が減少する中で、持続可能な対策を考える上では、税収と子供を増やしながらか地球温暖化対策を進めるべき。税収の持続可能な範囲で実施されるべきである。優先順位をつけ、税収が足りない場合は止めるべき項目を明確にすべきである。	御意見のような、いわゆるカーボンプライシングについては、環境省が「カーボンプライシングの在り方に関する検討会」を発足し検討されているほか、令和4年4月には経済産業省主導により、企業群と官・学・金によるグリーントランスフォーメーションを進めるGXリーグを設立し、経済社会システムの変革や新たな市場の創造に向けた取組が進められている状況ですので、引き続き、国の動向を注視してまいります。	E
173	製造品がどれだけ温室効果ガスを排出する原因になっているかを数値化して問題にすべき。海外の企業が国外に排出する温室効果ガスの排出の量を明らかにして、国内国外のどちらでものを製造することが温室効果ガスの排出の量を減らすことになるのかを算出し、できる限り国内で製造し、温室効果ガスの削減しなければならない責任を押し付けることなく、抑制していくべきである。	御意見のような、いわゆるLCA、LCCO2、エネルギーペイバック、Scope3のような、製品の製造から廃棄まで、あるいはサプライチェーンも含めて環境改善に寄与しているかどうかを確認することは、環境政策を検討する上で重要であると考えておりますので、重要施策の考え方において、制度5(事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度)の評価項目としております。	D
174	川崎は工業地帯であること、また隣接横浜市の事例を踏まえ、企業及び横浜市と連携し、ブルーカーボン事業を展開してはどうか。川崎は子どもが多く、その子ども達の未来、教育のためにも脱炭素への予算を増額し、取り組みを推し進めて頂きたい。	本市は隣接する海域が少なく、ブルーカーボンによる温室効果ガス削減効果は限定的と考えておりますが、重要施策の考え方p86,87に記載のとおり、地球温暖化対策を進めるうえで企業や近隣都市など広域的な連携を進めていくことは重要と考えておりますので、引き続き、広域的な取組及び連携を進めてまいります。	E

175	<p>ゼロカーボン対策が喫緊の課題として、科学者が声を届けようと多くの組織が作られ、市民レベルでも大きなムーブメントが起こり、政治を動かしつつある。日本も世界に遅れをとることなく率先して脱炭素に向けて大きく舵をきる必要がある。川崎市のような、日本の代表的な都市であると同時に、商業地域としても工業地域としても大規模な地域が脱炭素に向けての政策を実施することは、削減できる二酸化炭素の量が大きいということに加え、この国の脱炭素に向けての動きに大きな後押しとなると思う。未来の世代の安全と安心、平和な暮らしのために、気候変動対策の大規模な実施をお願いする。</p>	<p>重要施策の考え方p14に記載のとおり、気候変動問題は今後数年間が正念場であると考えておりますので、今回提示した制度や、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に位置付けた取り組みを推進し、2050年の脱炭素社会の実現を目指してまいります。</p>	B
176	<p>世界的に言われている通り、地球温暖化は事実であり、日本国政府もそれに則って方針を作っており、川崎市でもそれをベースに目標設定しているが、国の数値目標をそのまま市の数値目標に置くことの根拠を示されたい。</p>	<p>市の数値目標については、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に位置付けたものであり、目標値の検討に当たっては、単に国の数値目標を横置きしたのではなく、国の文献等を参考にしつつ、社会動向や本市の地域特性等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルからバックキャストによるアプローチで設定しました。</p>	E
177	<p>温暖化の主因を人為的CO2に置くことは、IPCCレポートに基づいた考えであるが、その正しさを川崎市自ら確認・検証されたか。地球の長周期の寒冷化と温暖化のサイクルにおいて現在は温暖化のピークにいるが、今後寒冷化に転じた際に引き続き現在の論理で良いか。人為的CO2が主因でなかった場合、ほとんどの対策投資を人為的CO2削減に振り向けた現在の取組が何も改善に貢献せず、手遅れになるリスクを考えているのか。</p>	<p>本市は基礎的自治体として、地球温暖化対策推進法第1条及び第2条に規定する、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象」と定義されている「地球温暖化」の現象を防ぐため、法2条の2に規定する、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、様々な主体との密接な連携のもと取組を推進してまいります。</p>	E

178	<p>大雨、洪水などの昨今の世界の災害事例を列挙して温暖化対策の必要性を強調しているが、温暖化とは無関係な、特に人為的CO2と無関係なヒートアイランド現象などによる局所的な顕著な気象とは分けて考えるべき。川崎市の場合ほどのような分析をしているのか疑問であり、必要以上に危機感を煽るべきではない。</p>	<p>重要施策の考え方では、ヒートアイランド現象について触れてはおりませんが、ヒートアイランド現象については、令和4年3月に改定した地球温暖化対策推進基本計画において、気候変動適応策共に進めていくこととしております。また、地球温暖化と災害事例との因果関係につきましては、重要施策の考え方p12～15の注釈のとおり、国や研究機関など客観的なデータを踏まえながら、市民・事業者の正しい情報を提供できるよう取り組んでまいります。</p>	E
179	<p>水素を燃料にすれば当然ながらCO2排出はゼロで発電することができる。温暖化ガスといわれているCO2の排出量を劇的に減らすためには、産業都市川崎で述べ床面積2000m2以上の工場、ビルやマンションには太陽光パネルではなく、水を媒介として発生させた水素を燃焼に発電する水素発電装置を義務付けるべき。</p>	<p>水素利用につきましては、重要施策の考え方p44に記載のとおり、条例で新たに理念規定として位置付けるとともに、p40に記載のとおり、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき取組を推進していくこととしておりますので、現時点では水素を義務付けることはしませんが、水素利用に関する取組は進めてまいります。</p>	D
180	<p>条例には、市民が参画できるような項目が見当たらない。一般市民が積極的に審議に参加できる仕組みを盛り込むべき。</p>	<p>川崎市地球温暖化対策推進条例第5条において、市、事業者、市民による協働について規定しております。また、重要施策の考え方p86に記載のとおり、条例に規定する制度については、市民・事業者の声を聴きながら制度の詳細設計を進めていくこととしており、また、市民・事業者・関係団体等の多様な主体と連携した取組を進めていくこととしております。さらに、重要施策の考え方の検討にあたっては市民公募による委員や市民団体も交えた川崎市環境審議会でも議論を進めてまいりましたので、引き続き、市民・事業者の皆様の声を聴きながら進めてまいります。</p>	D